

平成20年9月16日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課	北	御門	敏	則
企	画課	竹	下		勇
総	務課	中	川		宏
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	迎		和	泉
商	工観光課	田	中	敏	男
都	市建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育委員	藤	家	恒	善
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成20年9月16日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第4号 平成19年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第3 議案第40号 平成19年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第4 議案第41号 鹿島市環境基本条例の制定について（大綱質疑、常任委員会付託）
- 日程第5 議案第42号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第43号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第44号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第45号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第46号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第47号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第48号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第49号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、平成19年度鹿島市水道事業会計決算附属書類について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長あてに申し出がありましたので、そのように訂正してくださるようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第50号から議案第55号の6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、追加提案いたします議案は、決算認定6件でございます。それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

議案第50号から議案第55号まで、平成19年度の一般会計並びに公共下水道事業、谷田工場団地造成・分譲事業、国民健康保険、老人保健及び給与管理のそれぞれの特別会計の歳入歳出決算について概要を申し上げます。なお、説明の都合上、決算額等につきましては千円単位で申し上げます。

平成19年度は、事務事業の見直しによる事業の厳選、後年度の財政負担の軽減を図るため、限られた財源から基金への積み立てを行うなど、効率的で健全な財政運営に留意しながら、必要な事業に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、各会計別の決算状況は、国民健康保険特別会計が保険給付費の伸びにより、老人保健特別会計が国庫支出金の翌年度精算交付の関係で歳入不足となりましたが、それ以外の各会計とも黒字決算となり、おおむね順調に各種事業を推進いたしました。

それでは、それぞれの決算について概要を申し上げます。

初めに、議案第50号 鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成19年度の歳入につきましては、総額11,701,345千円で、主要一般財源である市税が税源移譲により対前年比10.6%の大幅な増となりましたが、地方交付税が2.0%減、臨時財政対策債が9.3%減となるなど、歳入全体で対前年比2.3%の増、一般財源ベースでは1.0%の減となりました。

一方、歳出につきましては、総額11,502,527千円で、物件費が子育て支援事業などの拡充により12.0%の増となっておりますが、人件費が10.2%の減、退職手当などを除く実質的な職員給は1.2%の減となるなど内部の歳出削減努力の成果があらわれております。

また、投資的経費につきましては、能古見小学校大規模改造事業、道整備交付金事業など

により補助事業が大幅に増加した関係で、45.5%の増となり、歳出全体でも対前年比2.8%の増、一般財源ベースでは0.4%の減となりました。その結果、差し引き198,818千円の黒字決算となりました。

職員採用の抑制、各種事務事業の見直しなどにより歳出面の削減効果は着実にあらわれておりますが、引き続き地方交付税などの主要な歳入一般財源が落ち込み、これが投資単独事業などの政策経費を圧迫する決算状況となっております。

しかしながら、このように厳しい財政状況の中、財源不足補てんのため一たんは市の積立金である財政調整基金から126,000千円を繰り入れましたが、実質的には年度末までに8年連続して財政調整基金の取り崩しを回避することができ、後年度の財政運営に備えることといたしました。

次に、平成19年度一般会計決算における主な財政指標につきまして御説明いたします。

財政構造の弾力性を判断する指標としての「経常収支比率」は93.9%で前年度と比較して1.4ポイントの改善となりました。

主な要因といたしましては、市税が税源移譲に伴い増加したものの、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債などの減少により経常歳入一般財源が若干減少したにもかかわらず、人件費などの経常経費の削減努力、公債費の減少によりこの結果となりました。経常収支比率は、税収と普通交付税の動向に大きく左右され先行き不透明ではありますが、人件費の抑制や経常経費の徹底した見直しの効果もあらわれており、今後はさらに改善されていくと見込んでおります。

公債費について、昨年から新たな指標として設けられた公共下水道などの公営企業や一部事務組合も含めた「実質公債費比率」は、18.5%となり、横ばいとなりました。

また、平成19年度から新たに設けられた指標で、一般会計が黒字か赤字かを判断する「実質赤字比率」、水道事業会計や国民健康保険特別会計等の特別会計を含む全会計が黒字か赤字かを判断する「連結実質赤字比率」につきましては、いずれも黒字のため比率はありません。

さらに、市債現在高や上下水道などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込み額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を示す「将来負担比率」は91.4%となり、早期健全化基準の350%を大きく下回る結果となりました。

今後とも、高率の財政融資資金等の繰り上げ償還も行いながら、指標の改善に向けてさらなる努力を行ってまいり所存でございます。

これまで、総合経済対策や都市基盤整備に積極的に取り組んだ結果、その財源とした市債の元金償還など、公債費は現在ピークを迎え、高い水準で推移しておりますが、高率縁故債の繰り上げ償還や借りかえ、起債事業の抑制などの成果もあり、平成12年度のピーク時には

138億円あった市債残高は、平成20年度末には100億円を切る見込みであり、償還費を普通交付税で全額措置される臨時財政対策債を除けば、実質73億円の市債残高になると見込んでおります。

さらに、市債残高全体に対する償還費の普通交付税による措置率は、平成19年度決算では65.3%に達しており、市の自主財源で返済する金額は、実質的には35億円程度と見込んでおります。

鹿島市の行財政運営の主要な部分を占める一般会計においては、今後とも改革の手を緩めず、さらなる行財政改革や市税などの自主財源の確保に取り組んで、財政基盤を強化し、新たな政策的経費の財源を確保していくことが大きな課題であると認識しております。

次に、議案第51号から議案第55号までは、それぞれの特別会計の決算の認定でございます。

これらにつきましては、各特別会計の設置目的に従いまして、事業の推進を図ってきたところでございます。

まず、議案第51号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成19年度の歳入の総額は1,239,530千円、歳出の総額は1,233,830千円で差し引き5,700千円となり、平成20年度への繰越明許事業分の財源として使用することといたしております。

次に、議案第52号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成19年度の歳入及び歳出の総額は5,975千円で、同額の決算となっております。

次に、議案第53号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成19年度の歳入の総額は3,985,154千円、歳出の総額は4,304,026千円で、過年度からの累積赤字や医療費の伸びなどにより、差し引き318,872千円の赤字決算となっております。そのため、不足金については平成20年度予算から繰り上げ充用いたしたところでございます。

次に、議案第54号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成19年度の歳入の総額は3,716,372千円、歳出の総額は3,781,736千円で、国庫支出金などが翌年度精算交付されるため、差し引き65,364千円の赤字決算となっております。そのため、不足金について平成20年度予算から繰り上げ充用いたしたところでございます。

次に、議案第55号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございまして、水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重複した決算となっております。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、本市は、国・地方を問わず、ますます厳しさを増す財政状況に的確に対応し、また財政基盤強化計画を確実に実行して、収支のバランス、ハード事業とソフト事業のバランスをとりながら、今後とも市民生活に直結する福祉、環境、教育、文化、産業振興、都市基盤整備などの事業推進のため財源の確保に努めてまいり所存でございます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、『歳入歳出決算書』及び『主要施策の成果説明書』を参照していただくとともに、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第2 報告第4号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 報告第4号 平成19年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、お手元の議案書の1ページをお開きください。

報告第4号 平成19年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成19年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告をいたします。

それでは、別紙の決算書により御説明をいたします。

本市の土地開発公社は昭和48年に設立をされました。平成14年ですべての保有地の売却を完了いたしております。

それでは、決算書をお開きください。

目次の次のページ、1ページ目、事業報告書です。

昨年度の事業実績は、公有地の取得及び処分は実施をいたしておりません。理事会の開催状況、監査の状況につきましては、御参照ください。

2ページは役員構成でございます。

理事長以下12名の役員構成でございます。事務局は財政課が行っております。

3ページをお開きください。

3ページより収入、支出の決算書であります。

内容を説明いたします。まず、収入ですが、合計欄です。予算現額55千円に対し、決算額81,841円、中身は事業外収入、利息収入としての81,841円でございます。

4ページをごらんください。

支出でございます。支出は、公社を維持する必要最小限の経費を計上いたして実施をしております。合計は、予算現額55千円に対し、決算額6,575円でございます。支出は、旅費5千円、監査委員の費用弁償でございます。役務費1,575円、銀行振り込み手数料でございま

す。負担金補助及び交付金の予算執行はございません。

5ページをお開きください。

損益計算書でございます。まず、3つ目の項目、販売費及び一般管理費、事業損失6,262円は、支出の6,575円から消費税の313円を差し引いた金額がここに計上されております。4項目めの事業外収益、受取利息が81,841円、預金の利息でございます。雑損失として313円は消費税でございます。経常利益、当期純利益は、収入から支出を差し引きまして75,266円。この利益は、平成20年度へ繰り越し、準備金として整理いたしております。

6ページをごらんください。

貸借対照表でございます。資産の部は現金預金として、資産合計35,882,461円を市内金融機関への預金として保管をしております。負債の部は、数字が上がっておりません。資本の部、基本金、基本財産1,500千円でございます。準備金は、平成18年度よりの前期繰越準備金として34,307,195円、当期の純利益75,266円。準備金合計は、基本財産の1,500千円を差し引きまして34,382,461円でございます。資本合計、負債資本合計は35,882,461円でございます。

7ページをお開きください。

準備金計算書でございます。

8ページから9ページ目は、決算監査意見書の写しでございます。

10ページ目は、附属資料として基本金明細書。

11ページは、本年度より新たに掲載をいたしております現金残高表でございます。

2行目の定期預金34,000千円を0.75%での利率で運用いたしており、平成20年度は260千円程度の利息収入が見込める状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいまの説明によりましても、土地開発公社のここ数年の事業実績というのがほとんどない経過をたどっておりますが、その事業が実質今日まで行われてきていないその理由と、これで何年目になるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、御質問の1点目の、現在事業を実施していない理由というのは、現在、鹿島市は大型の用地取得を伴う事業を行っておりませんので、公社として取得をする用地等の需要がないということですね、事業が休止状態でございます。事業は、平成14年度ですべての保有地

の売却を完了いたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

平成14年度で実質的な事業は、それ以降とまっておるということでございますが、今日、その不要不急の組織とか、あらゆる事業の削減基調のもとで、この開発公社をなお維持していくべきとお考えか、それとも廃止についての見通しでおられるのか、これは前年度の決算でも質問があつたかと思いますが、こうした形で長い間休眠をしているものを、そのまま単に維持をしていくだけでは、少し説得性がないというふうに思うわけでして、その点についての執行部のお考えをお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

お答えをいたします。

土地開発公社の運営、存続につきましては、今日までも数回にわたりまして、その存続についての御指摘をいただいております。その際もお答えをいたしておりますけれども、私自身も基本的には、現状では土地開発公社の役割を終えたんじゃないかならうかというふうに理解はいたしております。ただ、今議会の一般質問の中でもありましたように、新たな工業団地の取得というような計画も今検討をいたしております。そういう際に、一たん廃止をして、また立ち上げをするとなりますと、諸手続から期間も相当要しますので、最低限の運営費の中で一応維持をしておこうということで、それらの取得の見込みが明らかになったときに、直ちに対応できるような形で存続をしたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

時代の景気によって大きな事業が出てきたり、あるいは、今日のような低迷状況ではこうした状況が続くという、この波のあることは私も認識をいたしますが、ただいまのお答えでは、再立ち上げに手間を要するということが一つの理由のようですね。一たん廃止をすれば、これを再立ち上げということになれば、どうした手続といいますかね、そういう障壁が出てくるのか。法律的にも再立ち上げが比較的容易にできるようであれば、こうした形でいつまでも休眠した期間を維持しておくのは、時代の要請に背く状態をこの6年間維持しているというふうに認識を一般的にはせざるを得ないわけですね。

そういった点で、いま一つ、私の疑問の点について説得力のある答弁をいただきたいと思

います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

まず、公社を立ち上げますには、法務局への法人登記、議会の議決等、そういったものが必要となります。そういった事務処理上の手間を考えますと、今のところ、予算としては保有資金の利息の範囲内で必要最小限の事業をやっておりますので、そういった考え方で現状のまま維持をしたいという考え方でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

再立ち上げということになれば、法務局への新たな申請、それから議会の議決というものが必要ということですけど、ただいまの説明によるところによれば、もう少し説明に説得力がないと思うんですけど、そんなに議会の議決を再び得るにしても、事業の必要性があれば議会は同意をするわけであって、その手続の面倒さ程度のもので、単に事業休止のこの状態を維持していくための説得にはならないような気もいたすわけなんです。そういった点で、さらに検討をされたらどうかと思うんですね。

それから、工場団地の用地取得の可能性も、今の政策からすればありますので、それは認識をいたしますが、それはあらかじめわかる事業だと思いますね。想定し得ない事業に、急遽、用地対策でこうした公社の事業の発動という必要性からすれば、計画性のある用地買収が可能なことだろうと思います。これはもう事業に沿って、予算の裏づけを年度年度つけていけばいいということございまして、新工場団地の用地買収の必要があるからという程度のもものではどうかなという感じもいたすわけです。そういった点で、さらに検討をしていただくように要望を申し上げておきたいというふうに思います。

それから、11ページの現金残高表を見ますと、現在、合計35,882千円の残高が計上されておりますが、その中で4つの金融機関に預託をされているということですが、それぞれに大変格差がありますですね。これはどういったことで、こういうふうになっておるのでしょうか。例えば、35,882千円のうちの34,000千円、かなりの部分が親和銀行に預金をされているというようなことになっておりますが、地元の銀行の育成という観点からすれば、もう少しバランスが欠けているんじゃないかなという気もいたしますが、何かその要素があつてのことでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

親和銀行へ定期預金として34,000千円を預けておりますのは、これは資金の運用でございます。18年度の決算の監査の意見書で、余裕資金は積極的に運用をやったらということで感想をいただきました。そういったことで資金を集めまして、市内にありますすべての金融機関の入札で、1年の定期預金として運用を毎年やっております。

19年度末は親和銀行ということで、0.75%で運用し、預金利息として260千円程度が21年度の収入として見込める、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいまの件はわかりました。

1番目の基本的な部分については、いま一つちょっと理解できないところがまだございますので、ひとつ十分検討をされるように要望を申し上げておきたいというふうに思っております。

市長、何か所見があれば御答弁お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この開発公社の設置なんですけど、まず、現時点で予知できないような用地取得、一般会計で直接買えないような代替地等、こういうものに備えておく、これが一つの設置理由にあります。それから、実際そういうことが起きてきた場合にここでやると、こういうことなんですけどね。1番目の理由としては、今現在、潜在的にこれが完全に消えたという判断をするには当たらないというふうに思いますし、また、これを積極的に存続じゃなくて廃止をしなければいけない理由というのが、我々としては希薄だというふうな判断をしているわけです。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

存続しなければならない積極的な理由が、廃止しなければならない理由が見当たらないということなんですけど、そんなことを言っておったら、今日まで進められておる各種事業・事務のリストラなんていうのは、それはメスは入らないと思いますね。かといって、それを存続する理由も、今、説得性を持っておられないというふうに思います。いや、それは、市長は説得力ある答弁をされたつもりかも知れませんが、聞いとる側からすれば、説得性がないんですね。ただ、再立ち上げに手間暇を要するという程度のものではないかと思うんで

す。

そういった点で、こうした不要不急の組織・機関というものを維持していく。しかも、この6年の休眠状態を、来年そんなら動き出すかといえば、そういう見込みもまだ立っていないということでございまして、そこら辺は、私としては十分検討に値するものではないかと思ひまして、ただいまこうした形で発言をしとるわけですので、十分検討をしていただくようお願いを申し上げておきたいというふうに思ひます。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

先ほどの答弁で、ちょっと不足しとった分があるかと思ひますので。

土地開発公社の設置目的というのは、なるほど市の事業にかかわらず、例えば国道のバイパス用地の代替地だとか、そういう役割も持っております。したがひまして、うちだけの事業計画というわけにもいきませんし、そういう事態にも対応しなければならぬケースが出てまいりますので、先ほどは新たな立ち上げがと言ひましたが、それが主ではありますけれども、ほかにもそういう要因がありますので、最少の経費で運営をしていきたいということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませぬか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問を申し上げます。

私は、先ほどの土地開発公社の目的ですね、十分私も理解はしてあります。ただ、やはりその利活用というものです、何年か実際は活動がないわけですが、今後の利活用について、僕はもっと積極的に物事を考えていくべきじゃないかなというふうに思ひてあります。

といいますのは、私はたまたま、今回、浜川の河川改修の期成会の会長を仰せつかっておりますが、まだ用地買収が済んでいないというところもあります。そういう意味で、従来は河川改修とか、先ほど副市長が言われたような道路の代替とか、そういうものに積極的に取り組んでみえたというふうに思ひます。

今後、市の企業誘致の問題等を含めて、まだ準備されておるようでございますが、改めて開発公社の利活用についての考え方を、もう少しお話しをいただければと思ひますが、副市長どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

積極的な活用というか、必要性が出てきたときに、この開発公社でやるということであり
ます。したがって、浜川改修のことを申されましたが、本来の用地買収というのは、こ
れは県がやるわけですので、鹿島市の場合、その代替地等そういう必要性があると、それか
ら、その見込みがあると、最終的に買収の見込みがあるという場合には、当然そういうとき
のためにこの開発公社があるわけですので、それに活用をしないと、こういうことでありま
す。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ですから、そのように説明を具体的にしていいただければ、この開発公社の必要性といいま
すか、現在においても、廃止という方向じゃなくて、やはり必要なんだということにつな
がってくるんじゃないかなというふうに私は理解をしております。

もう1つ、先ほど預金の、銀行の問題でございますが、入札によって決めたということ
でございますが、入札というのはどのような方法でやられておるものでございますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

入札と申しましたが、正確には見積書の提出でございます。34,000千円の資金を1年定期
で預け入れた場合、利息が幾らになるか、そういったもの見積書の提出を受け、一斉に開
きまして一番利率の高かった金融機関へ預け入れを行っているものでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そうすると、鹿島市内に支店があり、本店があつたりした、そういう金融機関になろうか
と思っておりますが、何社で、どれくらいの幅があつて、そして、単に預金の利息が高いとい
うだけで決められたのか、あるいは企業として、銀行としての能力といえますか、全体的な能力、
そういうのを含めて決められたとか、その点はいずれどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

今、手元に利息等の資料を持ってきておりませんので、お答えできませんが、一応、市内
の金融機関のすべてに案内を出しまして、一番利率が高かったところをお願いしたという、
そういう状況でございます。後ほど一覧表等の提出はできるかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

開発公社というものは、必要に応じての組織なのでしょうから、利活用ができたりできなかったり、年度によってはそういうものも生じるかもしれません。でも、私から見れば、この組織というのは、やはり利活用をどうするかと。突然の場合、偶然の場合、いろんな場合を含めて必要になるかと思えます。ただ、現在、そういう意味では役割が今のところ休止したような状態であるけれども、鹿島市全体のさまざまな場面を考えた場合には、やっぱり組織としてはあったほうがいいのかというふうに私は思います。

また、利活用も、市長は突然の場合とか、そういうのをおっしゃいましたですけど、やはり用地買収の代替地の世話をするとか、その立てかえをしていくとかいうのは非常に大事なことであろうと思えます。いろんな事業が進んでいくには、それをサポートする意味でも必要ではないかなというふうに私は思っております。

あと、銀行の問題については後ほどよろしゅうございます。明細は要りませんが、今後、建設業と同じように、銀行もそのようなことになっていくのかなと思うと、ちょっとこれからの役所の仕事かどのような形になっていくのかなという御心配をしますが、わかりました。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

しばらくお待ちください。

日程第3 議案第40号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第40号 平成19年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

議案第40号 平成19年度鹿島市水道事業会計決算について御説明をいたします。

別冊の決算書で説明をいたします。

この認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いいたします。

決算書の1、2ページをお開きください。

決算報告書でございますが、予算額、決算額とも消費税込みで記載をいたしております。
それでは、収益的収入について御説明をいたします。

第1款. 事業収益の予算額は562,295千円に対し、決算額564,271,885円でございます。前年度決算と比較いたしますと、296,465円の減収となっております。営業収益は553,649,519円で、前年度と比較しますと2,440,358円減収いたしております。営業外収益は10,622,366円で、前年度より2,143,893円の増収となっております。

次に、収益的支出について御説明をいたします。

第1款. 事業費は予算額542,587千円に対し、決算額は507,500,579円で、前年度より40,372,098円の増額となっております。営業費用は前年より40,060,366円増の334,162,348円、営業外費用は前年度より311,732円増の173,338,231円でございます。

この結果、事業収益から事業費用を差し引き、仮受消費税、仮払消費税及び消費税納付額を加減いたしますと、5ページの損益計算書に記載をいたしておりますとおり、当年度純利益は50,850,211円となります。

次に、3、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出について説明を申し上げます。

第1款. 資本的収入は予算額188,744千円に対し、決算額は188,486,010円で、前年度より225,496,190円の減収となっております。これは、中木庭ダム事業費の減に伴い、他会計出資金、企業債、国庫補助金が減少いたしましたものでございます。

次に、資本的支出は予算額477,679千円に対し、決算額は467,634,465円で、前年度と比較いたしますと151,496,207円の減額となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額279,148,455円は、3ページの記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金95,347,503円、当年度分損益勘定留保資金115,096,906円、減債積立金62,484,017円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,220,029円により補てんをいたしております。

5ページをお開きください。

5ページは損益計算書でございます。この計算書は消費税を省いた額で記載をいたしております。

営業収益は527,760,157円で、前年より2,275,732円の減収でございます。営業費用は331,017,715円で、前年度より39,806,563円の増額となっており、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は196,742,442円でございます。

次に、営業外収益は決算額10,622,454円で、前年比2,143,943円の増額となっております。これの主なもの、受取利息及び配当金、他会計補助金の増によるものでございます。営業外費用は156,514,685円であり、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、先ほど申し上げました50,850,211円の経常利益が生じております。

6 ページは、剰余金計算書でございます。

減債積立金は、前年度末残高283,541,329円に前年度の純利益85,905,935円及び当年度処分額62,484,017円を繰り入れ、当年度末残高は306,963,247円となります。建設改良積立金は、前年度末残高135,612,699円で、当年度末残高も135,612,699円となり、積立金の合計は442,575,946円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金48,184,801円に当年度純利益50,850,211円を加え、99,035,012円となります。

よって、利益剰余金の合計は541,610,958円でございます。

次に、7 ページをお開きください。

これは、資本剰余金でございます。

工事負担金は、当年度末は発生額がなく、当年度末の残高は166,828,783円でございます。

新設負担金は、給水装置工事申請時にメーター新設負担金としていただくもので、当年度発生額は3,660千円、当年度末残高は214,271,836円になっております。

工事補償金は、他事業に伴う諸配水管の布設替等に対する工事補償金でございます。当年度発生額は2,112千円、当年度末残高は442,935,453円でございます。これらの主なものとしたしましては、国道の改良、公共下水道事業に伴うものでございます。

他会計負担金は、当年度発生額は25,456,581円でございます。これは、消火栓の設置に対する一般会計からの負担金でございます。当年度末残高は97,745,065円となっております。

受贈財産評価額は、当年度発生額は13,359千円で、当年度末残高は77,302,099円でございます。

次は、8 ページでございます。

国庫補助金は、中木庭ダム建設負担金に伴う補助金で、当年度発生額16,405,714円で、当年度末残高は1,559,099,214円となっております。

他会計補助金は当年度発生額がなく、当年度末残高は1,042千円であります。

よって、翌年度へ繰り越す資本剰余金は2,559,224,450円でございます。

次に、9 ページをごらんください。

9 ページは、剰余金処分計算書でございます。当年度未処分利益剰余金は99,035,012円で、本年度の純利益50,850,211円は、財政基盤確立のため減債積立金に積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金は前年度と同額の48,184,801円でございます。

10ページをお願いいたします。

貸借対照表について御説明をいたします。

資産の部でございます。

固定資産は、有形固定資産合計で7,936,672,402円でございます。うち、建設仮勘定は資

本的支出のダム建設負担金、建設利息を加え、西牟田代替施設整備事業にかわる施設等を本勘定に移した結果、30,710,121円増の3,675,644,057円となっております。無形固定資産合計は6,178,400円で、有形、無形を合わせた固定資産の合計は7,942,850,802円でございます。

なお、固定資産の詳細につきましては、巻末の30から31ページのほうへ明細書を記載いたしております。

次、流動資産でございますが、現金預金は649,325,067円でございます。内訳は19ページに資金収支表を記載しておりますので、御参照ください。未収金の総額は18,643,358円でございますが、現年度、過年度分の水道料金であり、3月末での決算となります。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして、流動資産の合計は668,436,545円となります。

繰延勘定はございません。よって、貸借対照表の借り方である資産の合計は8,611,287,347円でございます。

次に、貸し方の説明をいたします。

11ページをごらんください。

負債の部で、固定負債は前年度末残高が2,959,629円で、19年度は支出9,323千円のうち、退職給与金7,406,351円を支払い、残額1,916,649円を積み立てた結果、固定負債は4,876,278円となっております。

流動負債の未払金は10,911,332円で、主なものは3月分の動力費や消費税等でございます。また、未払費用の210千円は宿日直委託料で4月分の支払いでございます。その他流動負債は預かり下水道使用料で、流動負債の合計は29,842,250円で、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は34,718,528円でございます。

資本の部について御説明をいたします。

資本金のうち、自己資本金は1,181,902,931円で、前年度より75,007,159円の増加でございますが、主なものは減債積立金からの振りかえでございます。借入資本金は企業債で、前年度末残高は4,416,518,818円でありましたけれども、19年度に借り入れた企業債が125,400千円、償還金が248,088,338円で、本年度末残高は4,293,830,480円となっております。

剰余金は先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

よって、資本合計は8,576,568,819円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は8,611,287,347円となり、10ページで説明いたしました資産合計と一致いたしております。

次に、12ページから13ページにつきましては、平成19年度鹿島市水道事業報告書で、事業の概況を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次、14ページをお開きください。

ここに、議会の議決事項、起債許可申請、職員に関する事項を記載しております。なお、職員に関する事項の職員数の実数の表につきましては、今回、正誤表を提出いたしておりますので、正誤表の正のほうの表を御参照ください。

次に、15ページをお願いいたします。

ここに配水管の新設工事及び改良工事の概要を記載しております。

次は、16ページをお願いいたします。

これは業務でございます。業務量でございますが、給配水状況のうち、給水人口は2万7,665名で、前年度より219人減少いたしております。給水戸数は9,276戸で、前年度より40戸増加いたしております。年間配水量は313万9,375立方メートルで、前年度より14万5,414立方メートル増加。有収水量は252万4,142立方メートルで、前年度より2万3,916立方メートルの減少となり、その結果、有収率は80.4%となり、前年度より4.7ポイントの減少となっております。

事業収入に関する事項は、消費税抜きで記載をいたしております。事業収入は538,382,611円で、前年より131,789円の減収。給水収益は516,325,575円、前年より3,692,472円の減収となっております。

給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は204円55銭で、前年度より47銭増加いたしております。

それから、17ページをお開きください。

営業費用は、前年度より減価償却費や資産減耗費が増加し、39,387,124円増の329,848,248円。営業外費用は4,882,628円減の156,514,685円。結果、事業費は487,532,400円で、前年度より34,923,935円の増額となっております。

また、給水原価は192円68銭で、前年度より15円35銭増加いたしております。

18ページをお開きください。

契約金額が10,000千円以上の工事を記載しております。

企業債は、125,400千円の借入金のうち、99,700千円は機械・電気・計装設備等の更新事業費、20,000千円は配水管等施設整備費として、また、5,700千円は水資源開発施設整備費のダム建設負担金として借り入れたものでございます。本年度末は4,293,830,480円でございます。

19ページをお開きください。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費の職の給与費、交際費等について記載をいたしております。

棚卸資産購入限度額に対する決算額は、限度額4,919千円に対し、決算額は1,843,117円となっており、これは新品メーター、修繕メーターの購入費用でございます。

資金収支表は、受入資金、支払資金の状況でございますが、これは現金の動きをあらわしたもので、差し引き649,325,067円は現金預金でございます。

20ページをごらんください。

ここに、平成19年度補てん財源の内訳を説明いたしております。3ページで説明いたしま

した不足額279,148,455円の補てん明細でございます。

21ページをお開きください。

これは不課税収入明細書で、地方公共団体の企業会計において、補助金や出資金等の特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に仕入控除税額が調整されます。そのために、特定収入の用途について記載をいたしております。

22ページから26ページまでは、収益的費用の明細書を掲げております。

27ページから29ページまでは、同じく資本的収支の明細書でございます。

30ページから31ページにつきましては、固定資産の明細書でございます、10ページの貸借対照表で説明をいたしましたとおり、有形、無形固定資産の詳細を記載いたしております。

それから、32ページから37ページにつきましては、企業債の明細書でございます。

それから、19年度決算におきまして監査委員さんのほうから、1点目が多額の流用や予算残が生じていることから、適宜、補正予算を組むなどして、より一層の予算執行の適正化を図っていただきたい。2点目、有収率低下の原因究明、有収率と収納率の向上を努めるようにとの御指摘もいただいております。今後とも御指摘の点に留意し、適切な予算執行に努めていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

2点、総括質疑でございますが、総括でもないかもわかりませんが、具体的な質問をいたしたいと思っておりますが、この決算書の10ページで説明がございました流動資産の(2)の未収金についてお尋ねをいたしますが、18,643,358円の未収金が計上されておりますけど、これの平成19年度の現年度未収金額と過年度の内訳について説明をしてください。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

未収金の内訳でございますけれども、平成19年度分が14,324,675円でございます。18年度以前が4,286,769円となっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

過年度分が4,280千円程度と今説明があったと思うんですが、平成19年度が14,320千円。

過年度というのは、これは不納欠損処分等も一定期限でされると思うんですが、数年の累積がこの額4,280千円と思うんですけど、平成19年度に14,000千円という高いウエートを示している理由はどこにあるんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

現年分の14,324,675円でございますけれども、これはあくまでも3月末で締め切っておりますので、こういうふうな数字が出ておりますけれども、当然、これから順次、今は入っております、例えばの話、7月末で申し上げますと、14,324,675円は今現在では5,628,944円が残っているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

年度末の決算段階での数字が14,000千円ということですので、7月末で5,620千円ということになっているということですが、そういった点ではかなり徴収が進んでいるというふうな思うんですけど、過年度と比較をしても、なおやっぱり高いという数値ですね。過年度というのは何カ年分が計上されているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

過年度分でございますけれども、平成15年度から平成18年度分でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

現年度分は5,620千円ですので、徴収がまだ進んでいくものとは思いますが、この過年度分の4カ年分ですね、4,280千円の未収が残っていると。単純に計算しますと年間1,000千円程度の未収金が残っておるといことなんですけど、現年度分はそれにしても5,600千円から残っておるといのは、やはり高い印象がするんですけど、やっぱりこうしたものですか、この時期というのは。

それとも——お尋ねしたい理由は、過去、大口の倒産等による未収があったという経過が

ございました。今日のこの不景気の中で、そうした大口の未収があるのか、あるいは全体的に集金がうまく進んでいないのか、そこら辺の事情を説明していただきたいという理由から質問をしとるんですけど、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

未収金のうち、19年度末でございますけれども、金額的に申しまして一番大きな方が450千円程度でございます。この方たちにつきましては、どうしても平成15年ぐらいからございすけれども、ほかは単年度ということでございまして、随時私どものほうも停水の措置とかをしながら、やはり未収金等がなるべく少なくなるようにということで、指導者の方には一応お願いをいたしているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

一番大口で450千円ということですので、それにしても、やはり一般の需要部分で未収金が拡大しているという印象を受けております。そういった点で、そうした要因がどういうところにあるのか、その改善に向けてどういう措置をしていこうとされておるのか。まさに水道行政の政策的な問題に立ち戻る話なんですけど、そこら辺はどのように分析をされ、対応をされようとしているのか、お尋ねをしたいと思うんですが、これは水道課の管理者は市長です。そこら辺の認識についてどういうふうにお考えになっておるのか、分析ができていなければ決算委員会の冒頭でも説明をいただきたいという立場から、ちょっとお尋ねをしておきたいということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

未収金の問題ですけれども、御存じのとおり水道事業会計は発生主義ですね。したがって、3月末の時点については例年こういう傾向で出てくると思います。特に今年度が多額の未収金が新たに発生したということではありません。毎年こういう傾向で出てきていると思います。年度内には、大体このうち、現年度が今14,000千円ぐらいありますが、年度内、今から言いますと20年中には、そのうちの9割以上は収入済みになるだろうというふうに、傾向的には変わらないと思います。

それから、それと同じようなことで、未払金というの、それによって上がってくると思

います。これは3月の時点で発生をした支払うべき債務ですけれども、これは3月中に支払いができないということで、当然翌年度に残ってきますけど、これも年度内には同じようなことでほとんどが支払済みになってくると、こういうような傾向。つまり、企業会計独特の経理の仕方で、こういう計上の仕方になるというふうに理解をいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

年度末決算では、今言われるように、企業会計だから14,000千円程度の未収があったということで冒頭説明があったわけなんですけど、それを経過して、ことしの7月末段階で5,620千円がなお未収の状態であるという説明があったから、そういう質問をしとるわけなんですけど、これが20年度末になれば、過去の1,100千円か1,200千円程度のオーダーになるんだということですか。そういうことですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

例えば、平成18年度につきまして、ここで申し上げますけれども、平成18年度の分につきましては、ことしの3月末では1,881,567円の未収金があったということになっています。ですから、当然一年一年で、私どもも集金をいたしていますので、そういう形でやはり過年度分につきましても減っていくということではあります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今のような説明をずっと追うていきますと、今のような説明に帰着をしますので、合点をするわけなんですけど、そういうふうな説明を当初からしていただければ何も掘り下げることとはなかったわけなんですけど、了解をいたしました。

次、これで終わりたいと思いますが、16ページの業務のうちの業務量、配給水状況、一番上の表ですが、ここのうちの年間配水量が前年よりも14万5,000立米、配水量はふえておると。水道課が市内に配水した量がそれだけふえた。しかし、その下の下を見ますと、年間有収水量というのは逆に2万3,900立米マイナスになっておるということで、無収配水がそれだけふえたというとらえ方になるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、配水量はふえて、有収水量はほぼ横ばいでございますので、それからいきますと無収水量のほうはふえたということになるかと思っております。

それから、この無収水量がどうしてふえたかということでございますけれども、1つには管の老朽化に伴います漏水の件数がふえているということも現在はあるかと思っております。当然、市のほうで管理します配水本管、それとあと個人さんの家へ行きます給水管、これが結構、老朽化等を伴いまして、昨年で申し上げますと漏水の件数が140件ほど、うちのほうでいたしておるということもございまして、前年度が113件でございますから、そのあたりでやはり管の老朽化に伴う漏水がふえたというふうなことではないかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今の水道事業の資本的投資のほとんどが、この漏水対策事業、管の埋設、布設替に使われてきておると思うんですが、ここ数年、その成果が上がっておった決算になっておったんですけど、今年度決算は特徴的にその漏水がふえておるというふうにくみ取れるんですけど、これだけ布設替をやりよっても、さらに漏水がこれだけふえておるといのは、これは今後の老朽管の布設替工事というのは、もう永遠に続くものかもわかりませんが、さらにこうした事業が拡大していくという、その前兆を示しているというふうな受けとめるべきなんですかね。どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

やはり1つには管種といいましょうか、10年とか20年ほど昔までは相当大きな管径、例えば内径が200ほどの管もV P管等で施工したところもございます。こういうものが近年になってきますと、道路の活荷重とか、耐用年数によりまして、漏水とか断水、割れているところもございます。

それとあと1つが、個人さんの給水管、当然、配水管から個人さんの家に引くまでは個人さんの施設で、給水管でございますけど、これもやはり10年とか20年とかたちますと、腐食したりいたしまして、そういうところで漏水の原因になっているということもございまして、私どもとしては、そういうものを今後とも、やはり配水管のほうを計画的に整備していくと。

それからあと1つ、漏水のほうでございますけど、漏水の連絡がありましたら迅速に応急の修理をしていくということで、こういうものに対応していきたいということで思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

管線のφの200ミリ以上の古い塩ビ管に当たる管の傷みが始まっているということですが、私また決算委員会でお尋ねをします。その布設替のために、今後どの程度の事業計画を予想されるのか。これはもうまさに水道料金と、裏と表の関係にあるわけですよ。数年前、水道料金の値上げをやって、今、収支のバランスがとれておるわけなんですけど、そういった点での心配が出てまいるという今の説明を受けて実感をいたしましたので、その点お尋ねをしたいと思いますので、準備をしておいていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

一、二点お尋ねをしたいと思います、企業債の件でお尋ねをしたいと思います。

私も十分わからないんですが、一番最後に企業債の明細書がありますが、一番古いのでは昭和54年ぐらいに発行しているわけですが、これをずっと見ておりますと、利率も非常に高い分がありますが、今の状況の中で積立金などもありますし、特別大きな事業もされていないというような状況の中で、こういう古くなった分、利率の高い分、そして残された金額というのはそんなに大きくないわけで、そういう分については、もう少し前倒しして償還を済ますというようなことはできないのかどうかですね。その辺について、できればそういうことをしながら、今の時点でできるだけの整理をすべきじゃないかという気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

企業債の償還ということでございますけれども、決算書の32ページを見ていただきたいと思っております。

ここに企業債の明細がございまして、特に上から2つ目以降に7%台がございまして。その下に6%とか5%とかという高率のものがございましてけれども、こういうふうなものにつき

ましては、平成19年度からでございますけれども、繰り上げ償還を実施いたしております。平成19年度につきましては利率が7%以上のもので、本年度につきましては利率が6%台のもの、平成21年につきましては利率が5%台のものを繰り上げ償還いたしまして、利息の軽減等を図ろうということで今考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御答弁によりますと、利率の高いものについては年度計画を立てながら済ませていくという形だということですね。はい、了解しました。

次に、同じ企業債のことでお尋ねをしたいと思いますが、例えば、19年度においても6拡事業を含めて借入れがなされているわけですね。今のような状況の中で、やはり借入れをしないといけないのかどうかですね。返していくのも大事ですが、これは水道事業だけじゃありませんが、どうしてもしなくちゃいけないというときもあると思いますが、今の水道会計の状況の中で、6拡事業を含めて、こういう借入れをしなくてはいけないのかどうかですね。とりあえず、お金を借って余裕を持たせようというのかわかりませんが、その辺についてはどうなんですか。もちろん、利率は低いのもありますよね。だから、そういうことで借りに利用するということもあるかもわかりませんが、その辺についての御説明をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、1つには借りかえ等をしながら償還いたしておりますけれども、新規事業等もございまして、昨年は125,000千円以上の事業をいたしておりますので、その財源ということでお借りしておりますけれども、今後ともそういうことで新しい事業等とか配水管の設備等ございますので、その財源として予算の範囲内で起債等を借りながら有効利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

起債事業の考え方ですけど、1つは先ほど言いましたように資金繰りの事情があります。もう1つは、例えばこれが30年償還の起債をします。基本的には、今年度の納税

者——水道料金を払う人ですね、現金でこれをやりますと、今年度的水道料金を払う人たちによってこの事業をするということになります。しかし、工事をやったこの施設については、今後30年とか40年とか利用できますね。公平にこの30年間、40年間の水道料金を支払う人がこれを支払っていくと、こういう基本的な考えがありますので、起債でやる分についてはそういう大きな基本にのっとりやると。当面は資金繰りの問題もありますけど、そういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひ有効に利用できるような運営をしていただきたいと思います。

次に、これは決算審査意見書の中の12ページの結びの2番のところに、資本的収支について云々と書いてあって、したがって、施設整備改良について以上のような状況も踏まえながら、計画的で健全な水道事業の運営を図られるように望むものであるということで書かれておりますが、殊さらに計画的で健全な水道事業の運営をと書かれておるということは、計画的な事業がやられていないのかという受けとめをいたしますが、この辺について水道課としてどう受けとめ、どう対応されるのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

意見書のほうの結びということでございますけれども、私どものほうでは資本的収支のほう、こちらのほうの建設が主でございますけれども、こういう中には起債とかございますから、当然計画的で健全なことをしておるつもりでございますけれども、やはりこれは監査委員さんのほうから、より一層計画的で健全なというふうな気持ちで書かれたんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、水道課としては、監査委員さんはより一層のというようなお気持ちで書かれたものだと思えますということですが、監査委員さん、そのとおりでしょうか。もう少しその辺の真意をよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

植松代表監査委員。

○監査委員（植松治彦君）

もとより、私たち監査委員といたしましては、現在やっておられることが無計画であるというようなことを思っているわけではございません。今後とも、より計画的なもとにやっていただきたいという、そういう気持ちを述べたものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次、質問したいと思いますが、先ほど水道料金の未収の問題がありましたが、本当に基本的なことですが、今、水道料金の納入方法はどのようなものがあるのか、口座落としとかいろいろありますが、まず、そこをお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

水道料金の収納方法ですけれども、1つが口座で落としていただくもの、これはほとんど8割方の方はこれをしてもらっております。あとは、現金で窓口へ持ってきていただく方、もしくはコンビニとかで収納していただく方というようなことで、おおむね3通りに分かれているかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、コンビニなどのようなところで納入する場合は、どこどこがありますか。具体的に挙げてください。どこのコンビニじゃなくていいですよ、例えば……。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

ちょっと私もすべて網羅しているわけではございませんけど、主にはファミリーマートさんとか、セブンイレブンさん、ローソンさん、そういうふうなものが該当するかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ほかにいろんな手数料とか納入するところは、郵便局だとか銀行だとかというところもありますが、その辺についてはどうなんですか。銀行、郵便局での取り扱いはどうなっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

もちろん、市内の指定金融機関であれば窓口で支払うことはできます。郵便局まではちょっと、今資料を持ち合わせていなかったものがございますから、今のところお答えできません。済みません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それは、はっきりしていただきたいと思いますね、郵便局。

それともう1点。指定銀行はできると思いますが、市役所の窓口はどうですか。——あつ、銀行の窓口です。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

郵便局では水道料金の納入はできません。

それから、銀行でございますけれども、市内の金融機関ということですので、ほとんど、例えば佐賀銀行さん、それから佐賀県農協の各支所、それと佐賀西信用さん、それから佐賀共栄銀行さん、親和銀行さん、杵島信用金庫さん、それから九州労金さん、それから佐賀県信用漁業協同組合さん、このあたりでも納入ができます。

以上でございます。（「市役所の窓口の銀行も」と呼ぶ者あり）市役所の窓口でも納入はできます。（発言する者あり）済みません、今おっしゃっているのは佐賀銀行ということですか。佐賀銀行はできます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

佐賀銀行の窓口はできますか、確実に。もしできるんだったら、いや、私ができなかったから、おたくまで持っていった経験があるんですね。まあ、それはいいです——いいです

じゃないですが、今確実にできるならできると、もし私の受けとめ違いだったら私のほうが謝りますがね。

それから、鹿島市の納入しなくちゃいけない分で、郵便局の取り扱いができないのがほかにもありますが、どうして郵便局が取り扱いできないのかですね。それはあなたに聞いてもわからないかもわかりませんが、これは市全体の問題ですが、どういう問題があって郵便局ではできないのか。市役所のほうの問題なのか、それとも受け入れる郵便局側の問題なのか、その辺についておわかりの方、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

先ほど佐賀銀行の鹿島市役所内のことで質問がありましたけど、3時までだったらできるとなっています。3時以降は納付することはできません。その場合は、会計課のほうでお金をお預かりしまして、水道課のほうに連絡をいたしまして、水道課のほうが会計課のほうに取りに来ていただくようなシステムをとっております。

先ほど郵便局のことが御質問ありましたけど、郵便局がなぜできないかといいますのは、郵便局が今度民営化になりまして、ゆうちょ銀行ということになりました。郵便局自体は独自の電算システムということで、全国の銀行協会との電算のオンラインがつながっておりませんでした。今現在、ゆうちょ銀行のほうでは、全国の金融機関と電算でつなぐようなシステムづくりをしておりまして、そのシステムがまだ全国と統一できていなかったということで納付ができなかったと思います。今現在、全国の金融機関とつなげるようなことで、システム変更をなされているものと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

郵便局は今のよう組織になる前もそうだったんじゃないかと思いますが、郵便局の取り扱いというのは非常に多いですね。年金なんかも郵便局で取り扱われているというのもありますので、ぜひ郵便局なんかもできるように、口座落としももちろんですが、振り込みもできるような形をですね。やっぱり私も納めに行って、納められなくて、そのままバッグに入り込みというのがたまたまあります——しょっちゅうありますが、そういう状況ですから、なるだけ払いやすいような対応をしていくのも大事だと思います。これがわずかでもたまっていきますと大きくなりますから、そういうのをぜひお願いしたいと思います。

もう1点です。これは水道関係だけじゃありませんが、例えば水道事業、道路を掘り返して、ちょっとした事業でもそうですが、した後、埋め戻ししますね。恐らく、その埋め戻しのための予算もつくわけですが、その後の埋め戻された後、もとの状況に戻すのが条件だと

と思いますが、今、例えば水道事業もそうです、公共事業関係もそうですが、非常に雑だと思
うんですね。継ぎはぎしたような形で埋め戻されている分が非常にあるんですね。

だから、この前ちょうど私は、一般質問でシルバーカーの話をしましたら、本当に段差の
つくような、そののところだけ埋め戻しをするというような状況で非常に危ない。これだけ
高齢化が進んできますと、私たちだって真っすぐしていると思って歩いていても、もうやっ
ぱりちょっとつまずくというようなことだってあるわけですよ。

そういう面で、恐らく完全にもとに戻すための予算が組まれると思いますが——後の最終
的な。しかし、そういうのがなされていないのが非常に多いです。わざときれいかごと、
がんしちゃうかというくらいに、そういう後始末の分があります。恐らくそういうのに対
しては、後の完成検査その他でチェックはされていると思いますが、現実的に後を埋め戻し
する場合は、基準的にはどういう観点でされているのか。もとのようにちゃんとしなさいと、
そこだけじゃなくてびしゃっとしなさいと、そういう形でされているのかどうか、どうい
う監督をなさっているのか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

松尾議員の舗装の件でお答えをいたします。

確かに事業をするときには、その事業に必要な掘削幅、これで舗装の復旧を基本的には考
えます。ですから、当然工事が完了するときには、従前の道路とすり合わせといいますか、
きちんとした形でこれはしてもらわなければならないというようなことですね。

ただ、短時間に転圧はかけますけれども、密度というのが基本的には出てまいりますけれ
ども、どうしても若干下がりぎみというのは、これはもう一般的な考え方です。ですから、
しばらくは、その掘り返した後はやっぱり注視をしていただきたい。おっしゃるように、
段差が生じたときには手直し等もお願いしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今まであった分と新たにする分は違ってきますから、段差がついたりすることは当然ある
と思いますが、例えば一部だけを、もうそのところだけしようとするから、例えば四角に
1メートル——そんな小さなものはないですが、1メートル四角ぐらいにしたときに、前に出
るとが段差ついたような形になるというふうな状況になるわけですから、例えばそういうふ
うなら、全体的に横の流れの分だけでもちゃんとした高さに埋め戻しをするとか、やっぱり
そういう形をとっていかんといかんと思いますし、恐らく予算なんかも、私は埋め戻しのため
の予算は、その分は見ながらつけられているんじゃないかなと思いますし、つけなくちゃ

いけないと思うんですね。ですから、これは水道だけじゃないと思います。先ほど言いましたが、公共下水道にしても、ほかの関連事業にしてもそうだと思いますので、全体的に、そういう面では今後ぜひそういう形をとっていただきたいと思います。

殊、ちょっと事故でも起きたら大変なんですよ。現におっしゃらなかったわけですが、そういうのでシルバーカーがひっかかって、くらくらとひっくり返った方もありますしですね。だから、そういう面ではぜひお願いをしたいと思います。

今ずっと回ったら、ああ、ここがこがんばいねというような現場はたくさんありますよね。ですから、今後そういうのに、ちょっとしたことのようにですが、何かあったら大変なことで、そうしとったら余計ごとごとになって、いつもだんだん下がっていくですね。そういう事態はありますよね。ですから、ぜひその辺についての取り扱いをよろしく願いして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私のほうからは、1点だけ質問を申し上げたいと思います。

まず、今回、第6次拡張工事の問題について、具体的な説明がありませんでしたので、御質問を申し上げますが、現在、浄水場の予定地がっております。この計画全体が、市長は当分凍結という方向を出しておられたと思いますが、この見通しについてはどのような考え方をしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、第6次拡張の拡張の部分ですね。これは平成12年だったですか、水道料金の値上げのときにいろいろ議論をいたしました。そして、七浦地区なんかも、これ以上拡張する必要なしというふうな意見も述べられまして、現時点では現在のままということで考えております。1万3,500トンの日量の給水能力を持っておりますが、若殿分、昨年ですか、あそこも掘りましたが、予定以上のものが能力を持っているようでございますので、今の方式でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

あえて十分な水量があるときに浄水場つくってどうのこうのということは凍結ということで、その方向でしばらくはいかなきゃいかんだろうというふうに私も理解をいたします。西牟田の代替地として今回新たな浄水場もできたということで、十分であるというふうな判断

をされておるようでございます。

ただ、現在、いつの時点だったですか、浄水場の利用の問題で鹿島実業高校の利用になるとかいうお話があったと思いますが、その後ちょっと御報告がないものですから、どのような形に今なっておるのか、また、どういうふうな契約をされておるのか、実際、大木庭の浄水場の今の現状、あるいは将来にわたる考え方をお聞きしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

中西議員にお答えをいたします。

大木庭の浄水場の件でございますけれども、これにつきましては代替地ということで、鹿島実高のほうから目的外使用の許可申請がございまして、うちのほうからは許可申請を出しております。

許可の期間でございますけれども、本年の4月1日から一応5年間で、使用料は一応年額240千円ということになっております。

今現在でございますけれども、ことしは5月ぐらいから一応設計を委託されまして、当初の面整備ということでございますけれども、この工事が今現在、発注がなされておりまして、8月から9月末ぐらいまでは面整備が発注されて、それで一応、本年度につきましては終わるというようなことでお話は聞いております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

水道課の財産ですから、有効利用を今後はしていただけたらと思いますが、それに伴って、実は地元でグラウンドゴルフをしたり、何かされていたと思うんですよね。だから、地元の問題についてはどのような解決をされたのか。あとは野球場の練習場ということになりますので、近辺との、隣接の方との、地元との対策ですが、そのほうはどのような形で決まったのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

これは発注する前に地元の説明会をやっておりまして、いろんな地元の方の御意見等も出されておりました。そういうところを酌みながら、やはり整備とか練習をしていきたいということでございます。

それから、グラウンドゴルフの件でございますけれども、今回、下のグラウンドが主体的に鹿島実高さんのほうが使われるものでございますから、グラウンドゴルフの練習は上の段のほうを使われて、今後も安全にするということでお話を聞いております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

第6次拡張に伴うさまざまな施設が、現在、鹿島市の場合は水のほうは十分であると、豊富であるというふうなことで、当面ダムの水は使わんでよろしいという結論を出されておると、凍結であるということの、改めて年度が変わりますので、そういう意味で御理解をしました。

また、浄水場については、やはり地元の問題も、これからはさまざまな問題は出てこないだろうと思いますが、十分気をつけていただいて、管理者として、あるいは地元の御意向も踏まえて、今後解決していただきたいというふうに御希望を申し上げておきます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第40号は、委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、松田義太君、光武学君、森田和章君、徳村博紀君、水頭喜弘君、谷口良隆君、小池幸照君、以上7名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後1時から決算審査特別委員会を第1委員会室で開催し、正副委員長の互選を行いますので、午後の会議は決算審査特別委員会終了後、再開をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時11分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に小池幸照君、副委員長に徳村博紀君、以上のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第41号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4、議案第41号 鹿島市環境基本条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

議案第41号 鹿島市環境基本条例の制定について御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、本市の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために提案をいたしております。

さて今日、テレビ、新聞など、地球環境についての報道がなされない日はございません。また、7月には洞爺湖サミットも開催され、地球規模での取り組みがなされております。今一般質問でも地球温暖化に対する御質問がございました。こういうふうには地球温暖化防止が叫ばれる中、これを網羅した鹿島市環境基本条例を制定し、この条例を鹿島市環境基本計画の改定に組み入れて取り組んでいきたいと考えております。

それでは、条例の内容でございますが、4ページ、5ページをお願いいたします。

第1条は、目的として環境の保全等の基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明確にし、健康で文化的な生活と市民の福祉に貢献することを掲げております。

第2条は、用語の定義をいたしております。

第3条に、基本理念の説明をいたしております。

第4条には市の役割、そして第5条では市民の役割、そして第6条に事業者の役割を定義いたしております。

第7条に具体的な施策の指針を掲げ、ここに地球温暖化防止とオゾン層の保護を取り込んでおります。

第8条に環境基本計画を定めることをうたい、7ページをお願いいたします。少し飛びますが、第18条では環境審議会を設置を掲げ、施策の検討をお願いするところがございます。

以上、条例の内容をかいつまんで説明いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番水頭でございます。よろしくお願いします。

環境基本条例のことについて、今るるお話がありましたけれども、その中で、まず第1点に、なぜ今なのか。県内ではいろいろとやっぱり条例を制定されたところがあるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてまずよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの御質問は、どうして今この条例なのかという御質問でございますけれども、まず大きくは2つございます。といいますのは、鹿島市は、鹿島市環境基本計画というものを平成14年度に策定しておりまして、平成19年度、大体5年の中間期を迎えております。その中で改定をする計画がございます。その改定をする中でどのように改定をするかということでございましたけれども、今、地球温暖化防止についていろんな意見が出ておりまして、じゃこれを組み入れてやろうというふう考えたわけでございます。そうしますと、今度は7月に洞爺湖でサミットがあるという中で、まだ二酸化炭素の数値目標が掲げられておりませんでしたので、そういうのを含めてやれたらどうだろうかということで考えておりました。そういうことで今回の制定に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今回も僕は、環境、地球温暖化防止対策のことで質問をさせていただきました。実は、昨日の、もう新聞読まれたと思うんですけれども、そこの中でもこういう見出しで載っています。「使用済み家電から金・銀」とか、「資源豊富 都市の鉱山」というタイトルで載っていました。この中で、詳しくはこの前の一般質問でレアメタルの件で申し上げましたけれども、そういう中でここに、この前の一般質問でも申し上げたとおり携帯電話のことが載っていました。その中で1台には0.03グラムの金が使われていると。わずかだと思えるが、金鉱石よりも含まれる金の割合はずっと高いと。こうした金属資源は「都市鉱山」と呼ばれ、注目されていると、その記事が載っていたわけですよ。そういう中で、この前申し上げまし

たとおり、この回収がほとんど半分以下になっていると。最後に、会社の名前を言ったら申しわけないですけど、これは新聞記事で書いてありますけれども、ドコモショップなどではデータをCDに保存した上で携帯電話のデータは消しているの、回収に協力してほしいと呼びかけていると、こういう新聞の記事がありました。

また、もう1点は、今現在、液晶テレビ、今あっちこっちでメーカーでつくられていますけれども、その中でもパネルの生産過程でかなりの水を使うと。ガラスの洗浄などのために1日最大で4万8,300トン、25メートルプールの約120杯分を使うと。その中でも、この工場内で大規模な排水の回収、再処理システム施設を設け、バクテリアを使って汚れを分解して純水に再生し、循環利用していると、こういう記事が載っていました。要するにリサイクル、またきれいな水として戻すと。これは有明海再生に、うちは有明海持っています、再生についてもかなりこういうものはもちろん必要じゃないかと思えます。

ここで僕はこういうことを提起して、市のほうに回収ボックスを置いたらどうですかと言ったら、課長そのときはそういう考えはないと言われたけれども、よかったら公民館等でも回収ボックスを置かれて、そしてこういうふうにして責任をメーカーが持つと言っていますので、それをやられて、これを資源の再利用にするのも僕は1つの案じゃないかと思っております。

そこでお尋ねしますけれども、この環境基本条例を反映していくためには、やはり財源の問題、またスケジュール等の問題もあると思えます。そういうことで、具体的にどのように考えておられるのか、よろしくをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問は、この基本条例をつくるに当たってのスケジュールということで解釈してよろしいでしょうか。

この基本条例の中には、審議会というものを設置するようにしております。このたびの提案で通れば早速審議会というものをつくっていきたいと思っています。そして、その審議会の中で基本計画の改定作業に入りたいと思います。年内に大体の基本計画の内容をまとめてみたいと思います。年度内にはこの鹿島市環境基本計画の改訂版を出したいというふうに考えております。この条例の費用的にはこの後、一般会計のほうで補正をいたしますけれども、この審議委員さんたちの費用負担、それに、改定をする印刷関係の費用、こういうのをこの後の一般会計のほうで補正をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

環境基本計画の改訂版が12月いっぱいぐらいまでにできるということで今言われましたけれども、この環境問題、特に地球温暖化対策に対してはかなりの各自治体が神経を使っていると思います。やっぱりいろいろ理論とかはいっぱい今まで言われてきました。でも、ある首長さんが言われていたのは、実行・行動の時代だと今言われているわけです。立派なものをつくって、これをいかにして実行していくのか、これが一番僕は大事なことはないかと思えます。一般質問で申し上げましたとおり、やっぱり市民の皆さんに対する意識ですね、こういうものをどのようにしていくのか。例えば、環境教育、環境学習も必要だと思います。そういう中で、地球温暖化というのは、人類の生存に大きな脅威であることはこれはもう間違いないと思います。我々人類が一致協力してこれは取り組まなければならない問題じゃないかと思っています。そういうことで、このことに関して環境としてはどのように今考えておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問にお答えをしたいと思いますけれども、先ほど基本条例の中で説明を申し上げましたけれども、第4条に市の役割、第5条に市民の役割、そして第6条には事業者の役割ということで、役割をはっきり明確にして、そしてやっていくということで考えております。それから、今から進めていくことについて鹿島市環境基本計画、この中に織り込んでいきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど議員言われますように、市民の方にどういうふうに浸透させていくかというようなことをございますけれども、幸いに鹿島市の場合は、ごみの減量化でありますとか、マイバッグのキャンペーンでありますとかやってきておりますけれども、鹿島市環境推進協議会、これは区長さんを中心に各地区の役員の方に出てもらって推進協議会というものをつくっております。ここらをお願いして、できるだけ市民の方に協力していただくように努力をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

最後になりますけれども、実はネット上にこういうのが載っておりましたので、一応御紹介して終わりたいと思います。

バックキャスティング、どういうことかという、こういうふうに載っていました。過去から現状の延長線上に将来を予測し対策を行うフォアキャスティングに対して、将来の目標

値、あるいはあるべき姿、ビジョンを先に定め、そこから振り返って何をなすべきかを決めていく手法。例えば、地球温暖化対策では、これまでの延長線上に対策を積み上げていくといっても大きな削減は期待できない。例えば、2050年までには何%減らすという目標をまず設定し、現在に振り返って必要な対策や技術、システムを考えていくことが必要であるということも掲げてありました。非常にこれは大事なことじゃないかと思います。数値を決めて、その中から出発していくというやり方ですね。そうしないと、例えば、今年度では何%、次には何%減らしていく、そういうことをやっていくことによって到達線として目標の数値に達していくと思います。決意をよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

確かに目標がないとなかなか進んでいかないという現実にあるかと思いますが、そういうことをございますけれども、この環境問題というのはなかなか大きな取り組みでございまして、まず目標とする数値自体がある程度確定しないと、その確定した数値を各市民に割り当てるなりしないとなかなか目標とならないかと思います。そういうところも今後この基本計画の中で盛り込んでいければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

数値自体を決められて、それに向かって鹿島市の環境の促進のためによろしく願いいたしまして、僕の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回、基本条例ですかね、これが制定されようとしておりますが、今先ほどから論議もあっておりますが、この温暖化問題というですかね、これ非常に世界的に大きな問題になっているわけですが、いろいろ論議をされ、サミットなどもありましたが、なかなか今回のサミットも何だったんだろうというようなことも言われておりますが、具体的にはこの基本条例が定まった後、先ほどから言われておりますように、新たに審議会などもできて具体的な計画がなされるものだと思いますが、私も十分にはまだわかりませんが、問題になっている数値的な削減をしていかんといかんというのが言われておりますが、全国的に見ますと私たち一般国民が排出するものというのはわずか6%ぐらいだと言われておりますね、数値的に。間

違いだったら御指摘いただいてもいいと思いますが、それくらい少ないと。結局、要するに問題は産業界のところに大きな問題があり、そして具体的には京都議定書の問題などありますが、確実に目標達成のためにあらゆる分野で対策を加速するというようなことも国も言っておりますけれども、しかし、やっぱりそういう力のある産業界からの圧力によってなかなか国も具体的な数値を示しながら取り組むことができないでいるというのが現状ではないかと思います。

そういう中でも一般国民は、例えば鹿島でもそう、先ほど言われたエコバッグだとか、ごみの減量だとか、それぞれがすごい努力していますね。鹿島市は企業といってもそんな大きな言われるようなのはありませんが、問題になる——問題というが、非常に多く排出をするというような企業というのは鹿島で大体何社ぐらいあるんですか、そういうところは。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問でございますけれども、このCO₂を各業者がどれくらい排出しているかということが数値的に出ておりませんので、それを排出している業者がどれくらいいるかというのが私のほうで把握できておりません。

先ほどおっしゃられた削減の目標なんですけれども、1990年に日本全体で518万トン、この中で2012年までに6%を削減しようという国の数字でございまして、これをじゃあ鹿島市にどれくらいのCO₂があったかというのが、ここの数字では出てこないんですね。これを人口割で仮にしていきますと、21万トン程度が1年間の排出している量という数字にはなります。これをもとにどういうふうに削減していくかということを考えていきたいと思います。

なお、事業者についての問題でございましたけれども、先ほども申し上げますように、この基本条例の中に事業者の役割というものをに入れておりますので、そこで事業者ともいろんな協議ができるように考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

先ほども申し上げましたけれども、やっぱり国としても、数字はありますが、全体的に幾らしようと、そして先ほど言ったように、やっぱりその全体的なうちに産業界からの分が大半ですよ。非常に多いという数字は調べてもらったらわかると思いますがね。だから、そういうのを具体的に今全国的な問題としても国はやっぱり示しながらしなくちゃいけない。指導しなくちゃいけない。削減をするんだと、これまで政府も言ってきましたが、まさに産業界の圧力の中でそれを具体化できずにいるというのが現状でしょう。

だから、例えば鹿島でも、鹿島はそんなほかの地域のような驚くような大企業はないにしても、やっぱりそれなりの企業はそれなりの排出量も一般市民よりはあると思いますのでね。ただ単につかみで鹿島市でこれだけせんといかんから、何年までに何%せんといかんということで、さっき1人当たり云々ですねとかおっしゃっていましたが、やっぱりそういうことでは本当に目的の達成ができるのかという心配はあると思うんですよ。だから、わかりませんじゃなくて、やっぱりこれを機会に協議会を立ち上げていろいろ協議もされるでしょうが、それと同時に、担当としてはやっぱりそういうのがより正確にわかるような調査をし、そして対策を立てると。そこまでしないと、一般市民の努力だけでは本当に全体的なものの解決ができるかという、それは定かでないと思うんですよね。だから、ぜひこれを機会にそこまで踏み込んだ形での私は取り組みをしていただきたいし、そういう小さな一つ一つの重なりが、全国的な、全世界的なそういう目標達成につながっていく力になると思うんですよね。そういう意味で、ぜひ私はお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま議員言われることはよくわかるわけです。そういうことを含めて事業者の役割というものを上げておりますので、この事業者の役割の中で基本計画の中にどういうふうに盛り込んでいくのか、ここの中で先ほど言われるように、各事業者がどれくらいのCO₂を出されているのかどうかというようなことも考えていければと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

このことはぜひ取り組んでいただきたいと思います。うちは今、基本条例ができようとしているところですね。全国的には既にもう具体的な取り組みが進んでいる地域もあるわけですね。そういう企業対企業との問題、それからそれぞれの地域住民の皆さんたちが自主的にいろんな形をとりながら対策に取り組んでいらっしゃるといような先進地もたくさんありますので、今から初めての取り組みじゃないと思いますから、そういうところなんかも参考にしながら、ただ単に条例をつくったんだと、審議会をつくってきれいな冊子をつくって計画をつくったんだということじゃなくて、実現できる、本当にその成果が上げられるようなそういう取り組みをぜひしていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の条例の件ですが、あれは平成何年やったですかね、鹿島市を美しく守る条例、これはいわゆる身の回りのごみ問題とか身近な問題、これについて通常ポイ捨て条例とかなんとかという言い方もされておりましたが、これは全国でも早い時期に鹿島市はこの条例をつくり、いろいろな事業も展開をしてまいりました。そして、5年ぐらい前に今の基本計画もつくったわけですけど、要するにこの基本計画と鹿島市を美しく守る条例の相関関係と申しますか、こういうものがちょっとはつきりしなかった面があるんですね。ですから、両方これに盛り込んで今回の条例で整理をしたと、こういう側面もございます。

そして、先ほど議員御指摘になりましたように、まず本来の大目的というのは、やっぱり国がいろんな国際関係の中でお互いに協調しながら、いい目標を立てると。それに伴って、地方が役割分担もあるでしょうし、また自分たちの持ち分、何%とか、そういう設定もあるでしょう。そういうものをやっぱりきちっとしながら、この条例のより実効性の高いものにしていく必要があると、こういうふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま市長のお話を聞いて、過去に条例があるものについても、それがもともとエコバッグだとかごみの分別というのもあっていると思いますが、しかし、私がそうだけなのかもわかりませんが、今まであった条例というのもそんなに心にとめるというのですかね、重視するというようなことが薄かったような気がします。それは市民の皆さんそうじゃないかもわかりませんが、しかし、やっぱりいろんな周りの環境状況を見ますと本当に生かされてきたかなという気がしますので、これを機会にこれまであったものについてもやっぱり私たちがもう一度見直し、そして、よりよい環境をつくっていくという立場に立つことが大事だなというのを今市長のお話も聞きながら思いましたので、私自身もそういう立場でいきたいと思っておりますので、行政でなくてはできないという分もありますので、お願いをして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいま市長が答弁された件については、ちょっと質問を予定しておったんですが、もう七、八年も前ですかね、鹿島市を美しくする条例、環境美化条例と通称言っておると思うんですけど、これとの関係は今の御答弁によれば、いわばこの条例はこの際スクラップをしてこの基本条例に盛り込んでしまうという考えでおられるのかですね。あるいは従来までの条例はそのまま存続させて、この基本条例は基本条例として別立てでつくるという考えなのか、そこら辺はどういうお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いわゆる先ほどちょっと申しましたが、以前の鹿島市を美しく守る条例というのは、身の回りのごみ問題とかなんとか、そういう環境問題全体にしますと、その一部ということでありました。そういうことで今回は全部網羅しております。今回の条例が全体で、その中の一部を特に抽出して、我々がもうすぐできることですよね、分別収集をするとか、そういうものについては美しく守る条例のほうでやると。だから、2本立てでいって全体を包括したものが今回のものと、こういうことになります。だから、条例を廃棄するとかなんとかということではありません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ということは、今回提案されている基本条例のほうが優位条例になるという考え方ですね。ということになりますと、従来までの美化条例については、ここの基本条例の中にその狭義の意味での、狭い意味での条例というものを生かすという必要があるのではないかなど。完全に対等に独立させておくのではなくて、基本条例の中に従来までの美化条例という位置を明確にしたほうがいいのではないかなと思います。

というのは、中に環境基本計画という具体的な施策を盛り込んでいかれるわけですね。そういう実践的なものという位置づけからすれば、そういうふうな条例の策定というのは考えられなかったのかどうなのか。環境条例が幾らもあっても、これはむしろ混乱をする可能性もあるわけで、優位性、下位性という関係から、検討段階でここに関連性を持たせる文言を盛り込むという考えがなかったのかどうか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは、法律の根拠法がそもそも2つは違います。いわゆる鹿島市の環境を美しく守る条例という条例の上位法である根拠法、これが公害対策基本法です。今回の鹿島市環境基本条例というのは、環境基本法というのが根拠法になります。そういうことで、これは先ほどおっしゃったような意味合いにはなるとは思いますけど、一応個別にしておこうと、こういう考え方があります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

法の制度的に仕分けをすれば今のような御説明になろうかと思えますけど、条例というのは広く一般の市民に認知をされ、普及をさせていこうという大きな任務を背負っておると思うんです。そういった意味で、やはり何らかの形で収れんをされたほうがいいんじゃないかなという思いがあって今お尋ねをしたところでございます。

それからいま1つは、従来までの本市の環境施策に照らして今回の基本条例の制定によって新たな具体的な施策を何か想定をされているかどうか。市として具体的な環境の施策を別に準備をされているかどうか、そこら辺についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほど来話になっております鹿島市の環境を美しく守る条例、これは平成6年度に策定をされて、ただいま市長から公害対策を上位法としてやっているんだということで説明を申し上げました。確かにここの場合は一般廃棄物、特に鹿島市はごみ減量化、ごみの分別、これについて特に力を入れて頑張ってきているところでございます。ただ、今度は地球温暖化というのが今大きくクローズアップいたしましたもので、この地球温暖化防止法というのがこの環境を美しく守る条例の中で網羅できなかつた、そういうことで今度基本条例をつくらうということで考えております。その基本条例をつくらう今までの美しく守る条例で特段変わったことが出てくるのかということですが、この地球温暖化、この問題を特に中心に取り上げてCO₂の削減を基本計画の中でうたっていて、これをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

5ページの環境基本計画を策定するという関連で、基本計画というのは市のマスタープランという発想から文字づらが全く一緒ですから連想するんですけど、実施計画とかそういうふうなものがまたさらに行政内部で検討されるかどうかです。この計画は立てられたけれども、この実効がどれだけ上がったのかという要するに評価ですね、行政評価、こうしたものをどういう形でされていくのかという関連からして、この条例がなかなか大きく環境問題をとらえた条例のようでした、そのCO₂削減という言葉一つだけとらえてみても、非常に目標があいまいで具体性に欠ける点があるかと思うんですね。そういった点で、環境の要するに指標といいますか、そういう目標がどう立てられて、どう実践をされて、後にどういう評価をされるのかという点で、どういうぐあいに事が進んでいくんだろうという漠とした感じしかちょっと受け取れない、そういう観点から、実施計画などというものが行政内部に別

の具体策として考えられていくかどうか、そこら辺はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

今ここで条例の制定をお願いしているところでございまして、この条例の制定に基づいて基本計画の改定をしていくということでございます。ですから、その先の、じゃあ実施計画は予定しているかということでございますが、今のところ実施計画をどうするというのは決めておりませんで、その基本計画の改定をつくる段階でそれを実行に移すための行動をどういうふうにしていくかということを検討していくべきじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

7ページの審議会に関してお尋ねをいたしますが、ややもするとこうしたものは官制の計画になって、なかなか末端の市民におりにくい、課題になりにくいという点があるんですが、そういった観点から、ここに審議会の10名以内ということで委嘱先というのを学識経験者、行政機関の職員、関係団体の代表、市の職員、その他市長が認める者ということで書き上げられておりますけど、こうした計画がボトムアップで決められる計画になるのか、法体系に基づいてトップダウンの形の基本計画になるのか、そこら辺のイメージというのはどうしてお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

この審議会にお願いする基本計画でございますが、先ほど来お話をしておりますように、平成14年に鹿島市環境基本計画というものを策定いたしております。これの中間期で改定をするということで、この改定の審査に審議会が入っていただくということになりますから、当初の基本計画をもとにして検討をしていただくということになると思います。ただ、その中には先ほど来申し上げておりますように、地球温暖化、CO₂の問題が基本計画の中に具体的に入っておりませんので、その点については新たに検討を加えられるという形になると思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私が不勉強であることが前提になるのかもわかりませんが、今日、平成14年に策定された基本計画というものがどういうものか、これがどれだけこの鹿島の3万2,000人の市民に普及していくのか、そういう大前提に立って物事を考えていかなきゃならんと思いますね。行政の基本計画、つまり、行政の基本計画は住民の支持に裏打ちされたものじゃなからにゃいかんというのが大前提としてあると思います。だから、従来までの基本計画にCO₂問題が欠けているから、その部分の補強という位置づけ程度でいいのかどうなのか、そこら辺は十分やっぱり検討をされなければならない課題ではないのかなという印象を持ったわけでございます。

一応総括質疑ということで、質疑はこの程度にとどめたいというふうに思いますが、さらにまた具体的な委員会審査の折に説明が加えられることを要望して、終わりにしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この条例自体の位置づけは、いわゆる環境の保全についての基本理念、それから環境の保全に関する責務、先ほど市民の責務とか行政の責務とか、あるいは事業者の責務とか、こういうふうなことがございまして、それから環境施策等に係る指針、こういうものを条例で定めまして、より具体性のあるものについては基本計画と、こういうことになっていきます。

いずれにしても、これは計画は立てたからそれでよかと、これに陥りがちだということで、我々もみずからに叱咤激励しながら実効性の高いものにしていかんわけですが、しかし、考えてみれば、実際市民の皆さんお一人お一人が日々の生活の中で、例えば、分別収集ばどんくらいしてくいよんしゃっか、生ごみはどがんふうに別立て回収ばしてもらいよっかと、実にこのレベルになっていくんです。これが毎日できているかどうかですね。

あるいはまた、市で計画をしております海の森事業に対する参加、あるいは各集落区、区ごとの溝さらいととか、そういうたぐいのもの、あるいは有明海沿岸の海岸のごみ拾い、こういうものにもできるだけ多くの人参加をしてくれる、実態としてはそういうことになるんです。したがって、私たち市の責務というのは、できるだけそういう意識を市民の皆さん一人一人が高く持ってもらう参加をしてもらう、このことに私は尽きると思うんですね。したがって、体系的にはこういう条例を組んで基本計画を組みますが、あとは市民の皆さんがどれだけ参加をしてくれるようにするか、あるいは自分で実際そういうふうな実行してもらうか、そのあたりのことにかかっていくというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第41号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第42号から議案第49号までの8議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号から議案第49号までの8議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第42号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5．議案第42号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

議案第42号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例改正案の提案理由は、議案書9ページにありますように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要がありますので提案させていただくものでございます。

そこでまず、この条例の改正が必要になりました地方自治法の一部を改正する法律の概要を御説明いたします。

改正前の地方自治法では、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、ほかの行政委員会の委員等報酬の支給方法等に関する規定と同一の条項第203条に規定しておりました。今回それを分離し、第203条で議会議員の報酬の支給方法等に関し規定し、203条の2ではほかの行政委員会の委員等の報酬等の支給等について規定するものとしたものでございます。

その理由は、議員の報酬は勤務日数に応じた支給をする必要がなく、また議員には期末手当を支給することができるなど、もともと議員の報酬の支給方法とほかの委員会等非常勤の職員の報酬の支給方法とは異なっていたため、それを分離し、明確にしたものでございます。また、それに伴い、名称を議員報酬に改めたものでございます。

なお、この地方自治法の改正は、あくまで議員の報酬に関する規定の整備を目的としたものであり、従前の報酬としての性質には変更はないものです。

そこで、条例の改正でございますが、議案の10ページをごらんください。

この鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例は、4つの条例を一括して改正をお願いするものでございます。

第1条による改正が、鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部改正、第2条による改正が、鹿島市特別職報酬等審議会条例の一部改正、第3条による改正が、鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正、第4条による改正が、鹿島市議会情報公開条例の一部改正でございます。

次に、議案資料の1ページをごらんください。条例の新旧対照表でございます。

第1条による改正は、見ていただきますとわかりますように、地方自治法の改正に伴い、「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

2ページをごらんください。

第2条による改正は、「議員の報酬」を「議員報酬」に、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」に改めるものでございます。

第3条による改正は、地方自治法の改正による引用条文の条ずれでございます。

3ページをごらんください。

第4条による改正は、地方自治法の改正による引用条文の項ずれでございます。

いずれも条例の内容は従前と変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6．議案第43号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

議案第43号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

なお、説明をいたします前に、御了解をお願いしたいと思います。

今回、税条例の内容説明のために議案説明資料、議案第43号分ということで資料を追加させていただきます。このために説明資料が前後いたすこともあろうかと思いますが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議案書の11ページから32ページになります。

今回の改正は、平成20年4月30日に地方税法の一部が改正されたことに伴う条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、1点目が寄附金控除、従前の所得控除から税額控除に変更する規定の変更であります。

2点目が、65歳以上の公的年金受給者の住民税を普通徴収から公的年金からの特別徴収にする制度の導入であります。

3点目が、肉用牛の売却による市民税の課税の特例の延長であります。

4点目が、上場株式の配当所得及び譲渡所得に係る市民税の課税の特例の廃止であります。

それでは、別紙議案説明資料の4ページ、鹿島市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表、それから後段につけております説明資料により説明をさせていただきます。

主な改正点のみを説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

4ページをお願いいたします。

第19条（納期限後に納付し又は納付する税金又は納入に係る延滞金）、これにつきましては、公的年金からの特別徴収義務者に対して新たに延滞金を適用する規定の追加でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第34条の2（所得控除）につきましては、寄附金控除を所得控除から削除する改正であります。

第34条の6、寄附金税額控除、これにつきましては寄附金控除が所得控除から税額控除に変わることに伴う改正であります。

この改正内容につきましては、別紙議案説明資料の議案43号分ということで別紙差し上げておりますので、それにより説明をさせていただきます。1ページ分でございます。

鹿島市議会定例会議案説明資料、議案第43号分、1ページをお願いいたします。

地方公共団体に対する寄附金税制の見直し案ということで現行改正案を載せております。

まず、寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲、これは現行も改正案も都道府県、または市町村ということになっております。それから控除方式、これが従前の所得控除方式から税額控除方式に改められるということでございます。

それから控除率、これは適用寄附金掛け税率ということで、従前は所得控除でございましたので、その税率分10%、これが地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額を超える部分については、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除をするということで、下のほうに書いておりますとおり、税額控除ということで計算することになります。

まず、①ということで、地方公共団体に対する寄附金ということになっております。これは地方公共団体に対する寄附金引く5千円掛け10%ということで、これは従前の所得控除で寄附金控除をしておりました。その額と一緒に額になります。

それから②が、地方公共団体に対する寄附金引く5千円掛け90%引く0から40%、これは寄附者に適用される所得税の限界税率ということで、これは所得税で控除される分を引きますよということで、所得税がもし10%ある場合は、90%から10%引いて80%がこの2番の寄附金に該当します。この2番が俗に言うふるさと納税寄附金ですね。このふるさと納税寄附金というのは、税法の中には出てきません。特例控除というふうな形で税法の中にはうたわれております。

それから控除対象限度額、これは、従前は総所得金額の25%ということになっておりましたが、今回、総所得金額の30%ということになります。

それから適用下限額、これは従前100千円以上ということになっておりましたが、今回最低5千円ということで、寄附の受け付け方としてはかなり低い形で寄附がされることになりましたので、寄附者にとっては寄附のやりやすい方向になっているんじゃないかなというふうに思います。

それから、下のほうに具体的計算例を上げておりますけど、これは参考のために見ていただければわかるというふうに思います。

それでは、またもとに戻りまして説明資料の9ページをお願いいたします。

第38条（個人の市民税の徴収の方法）、これにつきましては個人の市民税の徴収方法について、65歳以上の公的年金受給者の市民税を特別徴収する制度の追加により、それを除いた分を普通徴収とする改正でございます。

これは、地方税法第321条の7の2の規定の追加により、公的年金等に係る所得の個人の市民税を特別徴収の方法により徴収することとされたことによる改正でございます。

次に、9ページから11ページをお願いいたします。

第44条、第45条、第46条、第46条の2、第47条については、住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入により、条文が給与所得の特別徴収に関する規定であることを明確にするため、見出し及び条文に「給与所得に係る」を加えるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

47条の2（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）ということで、65歳以上の公的年金受給者の市民税を年金から特別徴収する規定の追加であります。適用除外といたしましては、当該年度の初日に属する年の1月1日以後住所を有しない者、それから当該年度の老齢等年金の給付額が180千円未満である者、それから当該年度に老齢等年金の支払いを受けないこととなると認められる者ということで除外規定が定められております。

同条2項は、給与所得以外の所得がある場合は、年金と合算して特別徴収をする規定であります。

次に、12ページから13ページをお願いいたします。

47条の3は、年金保険者を特別徴収義務者とする規定の追加でございます。

それから、47条の4は、（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）の追加でございます。

それから、47条の5は、前年度の10月から3月分までの特別徴収税額を翌年度の4月から9月まで仮特別徴収する規定の追加でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

第51条（市民税の減免）、及び第56条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、これは国の公益法人制度改革に伴いまして、民法第34号の公益法人を公益社団法人及び公益財団法人とする改正でございます。

次に、附則の改正について説明をいたします。17ページから18ページをお願いいたします。

第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）ということで、寄附金控除の特例を受ける場合は、分離所得に対して所得税の税率が別に定められているものについては、その限界税率を適用するという規定の追加でございます。

次に、18ページから19ページをお願いいたします。

第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）ということで、免税対象牛の課税の特例期間を21年から24年まで3年間延長し、対象となる肉用牛の売却頭数の上限を2,000頭までとする改正でございます。

これは肉用牛の増殖対策として、農業を営む者がその飼育した肉用牛を家畜市場等で売却した場合、個人の住民税の所得割を免除するという規定でございます。

次に、19ページから20ページをお願いいたします。

16条の3（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）ということで、上場株式等に係る配当所得を、申告分離課税を選択して申告できる規定及びその取り扱いに係る規定の新設でございます。

これは、お手元の資料の30ページの2について説明をいたします。30ページの2をお願いいたします。

上場株式等の配当課税の見直しということで、まず区分ですね。課税方式、これが現行は申告総合課税方式と源泉分離課税方式という両者の選択制になっておりました。申告総合課税方式とは通常の申告ですね。源泉分離課税というのは、直接配当所得から源泉徴収をいたしますと。これは徴収した税額は県税として県に納めますと。あと、これが県から市のほうに手数料を引いた額の一定額が支払われるようになります。

それで、この概要を申し上げますと、総合課税、これは配当控除がございます。株式譲渡損との損益通算はできません。税率が配当掛け10から50%というような、これは所得税率と住民税を足しておりますので、括弧内に書いておりますとおり、住民税が10%、所得税が5%から40%、住民税につきましては6%が市民税、4%が県民税ということになります。それから次に、申告分離課税ということで、これは配当控除ないわけですけど、これが新たに追加をされまして、株式譲渡損との損益通算が可能になりますということでございます。これはいずれか選択制ということとなっております。

この経過措置といたしまして、住民税におきましては22、23年度分ですけど、1,000千円以下の部分10%、これは所得税が7%、住民税が3%ということで、住民税は市民税が1.8%、それから県民税が1.2%ということで、現在の特例税率、これを22、23年、2年間だけは経過措置として適用しますと。したがって、実際本則に課税するのは24年度からというふうな形になります。ただ、1,000千円超の部分については本則どおり20%、住民税5%、所得税15%ということで、住民税の5%は、市民税が3%、県民税が2%というふうな形になります。

それから源泉徴収税率、下の源泉徴収する分については、これは現行10%を20%ということで、平成21年度から原則変わってまいります。これは住民税5%、所得税15%ということで、住民税は、市民税が3%、県民税が2%ということで、これは先ほども申し上げましたとおり、県が徴収して市に交付をするということでございます。ただ、一定の手数料は取られます。

次に、また資料に戻っていただきたいというふうに思います。戻りまして資料の22から23ページをお願いいたします。

第19条（株式等に係る譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）ということで、附則第19条の3に定める100分の1.8の特例税率を廃止し、本来の税率を100分の3とする改正でございまして。

これもお手元の資料の30ページの3により説明をさせていただきます。30ページの3をお願いいたします。

上場株式等の譲渡益課税の見直しというふうな形で区分、課税方式ですけど、現行は申告分離課税方式と源泉分離課税方式の選択制となっております。これは申告分離課税のほうは当然普通の申告と、源泉分離課税のほうは源泉徴収をする分ですね。これも直接徴収して県

税として納めて、一定の割合分を住民税の分として県から交付されます。

概要といたしましては、上場株式等の譲渡益、現行10%、住民税が3%、所得税が7%、住民税の3%のうち1.8%が市民税、1.2%が県民税と、これが改正案として平成22年度分から20%、所得税15%、住民税5%、市民税が3%、県民税2%というふうな形になります。ただ、これも経過措置が設けられておりまして、平成22、23年度分の住民税につきましては、5,000千円以下の部分につきましては従前の特例税率、住民税3%、所得税7%、5,000千円超の部分につきましては本則20%、住民税5%、所得税15%というふうな形になります。

それから、源泉分離のほうは、これは21年度から現行の10%から20%に改正になりますということで改正がされております。

それではまた、説明資料のほうに戻っていただきたいと思います。戻りまして24ページをお願いいたします。

第19条の3、これは先ほど説明いたしました株式を譲渡した場合の特例税率の100分の1.8を廃止する改正でございます。

次に、25ページから27ページをお願いいたします。

19条の6（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、これは先ほども申し上げましたとおり、譲渡損失が生じた場合は配当所得と損益通算ができるということで、これは源泉分離課税を選択した場合ということになります。これが新たに追加をされたということでございます。

次に、30ページの1をお願いいたします。

第21条（旧民法法人第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）ということで、公益法人制度改革に伴いまして旧34条民法法人が一般社団法人、一般財団法人に移行することに伴い、その法人が移行前に固定資産税の非課税申請をしている場合は、その措置を移行一般社団法人等がしたものとみなす規定の追加でございます。

次に、今回の主な改正点の施行期日を申し上げます。

まず、寄附金税額控除の改正規定及び年金からの市民税の特別徴収の改正規定は、平成21年4月1日から施行します。

次に、免税牛の改正規定は、平成22年1月1日から施行します。

それから、株式譲渡の特例税率の廃止規定は、経過規定を設けながら平成22年4月1日から施行と。

株式配当の特例課税の廃止規定は、経過規定を設けながら平成22年4月1日から施行と。

それから、公益法人制度改革に伴う改正規定は、平成20年12月1日から施行ということにいたしております。

以上、概略を説明いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

非常に御丁寧に御説明はいただいたんですが、私の頭ではなかなかよくわからない部分もあります。お尋ねを幾つかしたいと思いますが、そういう状況ですから、あっちこっちになるかわかりませんが、懲りずに答えてください。

まず、今回の条例の中には寄附行為の問題があるわけですが、ここで説明書でありましたが、結局、今までも寄附行為で税の控除がされていたんですね。私たちが政党寄附とかなんとかしますが、そういう形での控除がされていたんですが、一般寄附もありましょうが、私たちの場合は政党寄附なんであります。そういうのとの関連ではどうなっていくんでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

今回の寄附金控除の改正、それから従前の寄附金控除、これの中で政党寄附ということがあったわけですけど、この政党寄附というのは住民税には認められておりませんで、所得税だけが寄附金控除の対象になっていたということで、今回改正された分についても政党寄附金は除かれております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次お尋ねしますが、一般の寄附で今まで市民の人が市に寄附行為をしていただいた、これは結局変わって今回のにすべて組み込まれていくと理解していいんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

従前の寄附金控除、これは所得控除といいまして、税額をなす前に控除をしていたわけですね。したがって、それに税率を10%なら10%掛けて税額が出るという課税所得を出す前の寄附金控除だったんですね。これが今回、税額控除というふうに変わりましたので、中身的にはほぼ1割というような形で従前の部分は残っております。ただ、所得控除から税額控除にそれも変わったということで、従前のままのおおむね残っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そこでお尋ねをしたいと思います、例えば、ほかの市町村から鹿島市に寄附行為をいただくですね、それはそれで収入だからいいわけですね。例えば、鹿島市民がほかのところに寄附をした場合には、結局それに見合う控除があるわけですね。ということにより、鹿島市にはその分が税が少なく入ることになりますね。

まず、お尋ねをしますが、このことによって例えば、今までとそがん変わらんばいというのか、税収がこれに関してはこれくらい減ってくるんじゃないかという見込みをしている分だとか、その辺についてはどのように見込まれていますか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをしたいと思います。

今おっしゃられたとおり、鹿島市民の方が他市町に寄附をされた場合、これは個人の意思でございますので、今幾らぐらい鹿島から減収になるかというのは全くわかりません。これはあくまでも個人の意思に基づいた寄附行為でございますので、今後どういう形でどういうところに寄附をされるかというのは今後実績を見ないとどうしてもわからないという部分がございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうことはわからないですよ、どれくらいか。私は思いますが、ふるさと納税というのですかね、今回の寄附ですが、前回の議会の中でそういう寄附をしていただくための宣伝費も上がりましたが、ということになれば、鹿島市民がよそに寄附をするようなお勧めじゃなくて——いや、よそにじゃなくて、よそから下さいというのもでしょうが、鹿島市民の人たちに鹿島に寄附ばしてくださいと言うぎ、収入もあるし、その人たちは税控除もあるということになるわけですね。よそにしたってこっちにしたって変わらん。市長、そういう面でもっと積極的に、よそから来るのを宣伝費まで使ってやるんじゃないかと、市民の人たちにこういうのを徹底してアピールをするほうが私は、私はこのことを勧めるわけじゃありませんが、制度がありますから、どっちにとってもいいんじゃないかなという気がしますが、その辺いかがお考えですか、市長。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

中身については確かにおっしゃるとおりのところもありますので、市外の人にもそうですが、市内の人にも積極的にやっぱりお願いをしていかにやいかんというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次ですが、そういう形で税が少なく入るようになることによって国の対応策があるかに聞いておりますが、具体的にはどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

このふるさと納税につきましては、鹿島市にも寄附が入ってくると。税額控除はあるということで、今のところ鹿島市の税金が減ったということで、それに対する補てんがあるという形は聞いておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何かでちょっと見たような気がしたんですが、ごめんなさい、私の早とちりかもわかりません。

どっちにしても今回の問題は、全くつかめない中での対応ですので、よりやっぱり市民にとってもそれなりにプラスになるように市としても、ある制度だからそれを生かしてどうしたほうがいいのかというのはやっぱり十分に検討されながら市民にアピールするのはアピールするという、そういうのだって私は必要じゃないかと思います。いろいろお話をしていますと、よそにやらんぎだめばいというような、鹿島にしたっちゃいかんとやろうもんというようなそういう声も確かにあります。だから、そりゃ自分のふるさとにしたい人はあると思いますが、そうじゃない部分もあるわけですから、そのところは有効に制度の活用をしていったらどうかと思います。

次に、私は株の問題はなかなかわからないんですよ。株も持ちませんし、株券すらそう見たことはありませんのでわかりませんが、今回こういう条例改正があるわけですが、鹿島市民の皆さんの中でこれに該当する人たちというのが果たしてどれくらいいらっしゃるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

該当者ということで御質問があったわけですけど、私のほうで今つかんでいる分が手元に数字がございません。ただ、金額的な部分は大体先ほど申し上げました配当割交付金、これは県から来る分ですね、これが7,500千円程度、それから、配当を総合課税として申告される分ですね、この分が1,700千円ほどございます。合わせまして9,200千円ぐらいがこの配当所得という形で市のほうに収入が上がっております。

それから譲渡の部分、これは株式譲渡交付金ということで、これも県のほうから一定割合交付される分ですけど、これが3,900千円、株式分離譲渡申告をされた分、これが800千円、合わせて4,700千円ということで、金額的にはそういうふうになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここに計算とかいろいろ書いてありますが、ずばりお尋ねをしたいと思いますが、1,000千円以下と1,000千円以上の場合は違うわけですね。結局、1,000千円以上のほうが有利になるわけですね。持っている人がもうけが出るというふうに理解していいですね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

おっしゃるとおり、1,000千円超と1,000千円以下というふうな形に分かれておりますので、1,000千円超の分は本則の税金をおいただきますよということで、当然負担は大きくなります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今言われるようにすべてそうですが、昔から、金は寂しがりで、金のあるところにしか寄っていかんというようなことが言われておりますが、まさにそのとおりだと思いますが、今、貯金の利子なども非常に少なく、年金暮らしの人も退職金なんかで何とか老後が暮らせるんじゃないかと思っておったら、暮らせなくなったというような時代が長く続いてきている今日、こういう状況というのが果たしてどうなのかと私は非常に疑問を持つものですが、

一応制度としてつくられているわけですが、一応私はそれとして受けとめながら終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

非常にわかりにくい説明で、わかるべきが議員の立場かもわかりませんが、説明されておられる課長はわかっておられるかもわかりませんが、これだけ条文を左右に対照してこれを読み上げる形で説明をされてもわからないと。これでは説明責任を果たされたことにはならないから、本会議までの間にはもう少し平たく言葉で新旧が対照できるような要旨となるところをもう少しまとめて資料をつくっていただけないかということで要求をいたしていましたが、一步も前進していない。この間の委員会の勉強会と一つも変わらない説明で終わっております。後に1枚だけは委員会で渡されたこれと同じ資料を全議員に開会日だったですか、配付をされておりますが、一步も説明の前進はされていないですね。だから、こういう形で税の条文改正をやるときにわかりにくい状態での説明を今後も繰り返されるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えをいたします。

委員会の席上でわかりやすくというふうな形で言われましたので、一応今回わかりにくい分、株式配当、株式譲渡、この分につきましては委員会ではなかった分を今回本会議に提出いたしまして説明をさせていただきました。

あと主な改正点ということで冒頭4点ほど申し上げましたけど、その3点目と、それから2点目の年金、これにつきましては説明するときに条文だけじゃなくて、できる限り平易な形で説明を申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

担当課長の頭の中ではさらに説明を具体化したということになっておるのかもわかりませんが、受ける私としては委員会での説明と何ら変わっていない。理解が進みません、これでは。内容を見ますと、今度新しくふるさと納税に係る市税の絡みとか、あるいは市内にもたくさんあります肉用牛の売却に係る市税の扱いの問題とか、いろいろ株式譲渡所得に係る問題とか重要な税改正ですよね。これが説明責任のないままに議会の議決に付されても、私はきょうこの時点で賛否は表明し得ませんよ。これは執行部としてももう少し研究してください

よ。そういった意味で、これ以上の説明は今この場で言うてもできないでしょうけど、私はこれは賛否の表明はいたしません。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。午後2時55分から再開をいたします。

午後2時42分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第44号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第44号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

それでは、議案第44号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は33ページでございます。資料につきましては、31から33ページとなっております。

今回の条例改正の経過でございますが、平成19年に東京都町田市の都営住宅において暴力団による立てこもり発砲事件の発生を受け、国土交通省では、公営住宅における不法行為についての全国調査を実施されました。その結果、公営住宅における暴力団の不法・不当行為

が全国的に発生していることが判明したことから、公営住宅における暴力団排除の国の基本方針が示されたところでございます。これらの国からの通知を受け、県内においても、6月議会までに県4市3町で条例改正を行っておりますが、本市においても、今定例会で条例改正案を上程し、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保を図るために暴力団員による市営住宅の入居制限を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、説明資料で御説明いたします。

まず、第5条の改正は、入居者の資格に暴力団員ではないことを加えるものでございます。

第6条の改正は、入居資格の特例を認める項目に暴力団員でないことを加えるものです。

次に、第7条の改正は、入居の申し込みを規則で定めるところにより、入居を申し込むと条文の中に明文化するものでございます。

次に、第11条及び第12条の改正は、同居の承認及び入居継承の承認について、暴力団員である場合は承認をしてはならないこととするものでございます。

次に、第40条の改正は、住宅の明け渡し請求ができる要件に、「暴力団員であることが判明したとき。」を加えるものでございます。

次に、第49条の改正は、住宅駐車場の使用許可を暴力団員である場合、認めないものでございます。

なお、条例改正案の可決をいただきますと、条例施行に当たり、鹿島警察署との間で協定を取り交わし十分な協力体制を図るように考えております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、暴力団関係では住宅はもとよりいろんな形での事件が、こういうところまで起きるかというような状況がありますので、こういう対応も必要ですが、例えば、今入居されていて暴力団だと判明がした場合には、具体的にはどういう対応をすることによって住宅を出してもらうというようなことになるんですか、その手順というのは。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

お答えをいたします。

新規の入居申し込みについては、入居決定をしないということが原則でございます。また、入居後に暴力団員と判明した場合は、明け渡し請求を行うということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今簡単に、新規の入居の場合は入居決定をしないとされたが、顔に暴力団と書いてあるわけでもなし、申込書に暴力団と、組員と書くわけでもなしに、その辺は定かでないわけでしょう。そりゃ、あの人はそがんじゃないかやというようなものもあるかもわからんし、恐らくわからないのが大半だと思うんですよね、よっぽどでない限りは。だから、そういうのが判明した場合、恐らくそういうのになれば入居してからのほうがよくはつきりするんじゃないかと思いますが、その辺をお尋ねしております。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

この条例を通していただけたならば、速やかに鹿島警察署と協定を結びまして、新規入居に当たっては警察のほうに照会をしていくということでございます。そこで判断をするということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、新規入居者については警察に問い合わせをするということですが、これまたこの人が暴力団じゃなかろうかなんじゃろうかというのはわからんわけで、ということになりますと、今から先は市営住宅の入居者はすべて問い合わせをすると、すべてというか、もう80歳ぐらいのばあちゃんたちとはせんでよかでしょうけど、ある程度若い人たちの入居になりますとそういうことをするのかどうか、その辺お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

先ほども申しましたように、入居、つまり新たに入居申し込みをされる方については、原則全員照会をしていくということになろうかと思えます。（「だから、入居申し込み者というのは全部をやるのかどうか」と呼ぶ者あり）そうです、全員でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

その辺もどうか、何か全部疑われたような気がしてちょっと問題じゃないかと私は思いますので、その辺は。

それともう1点、第11条には「市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは」云々とありますが、例えば、私が入居して、

私の親族が暴力団かもわからん、これは親族以外と書いてありますよね。これもさっきのと照らし合わせれば、入居全部されるからわかるかもわかりませんが、その辺も含めてなんですよね。だから、特にここでは親族以外となりますと、親族以外の人と一緒に同居させようとしたときは非常に変な目で見られるおそれもありがちだなという気がしますが、その辺はどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

親族以外の方でも同居の承認ということがございます。ですから、そういった方たちについても、もし暴力団であったら排除しなければならないということになりますから、当然、警察のほうとはそういったことで照会をお互いにしていこうということになるかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、そういう形で暴力団という人たちが市営住宅に入居できない状況ができた、入ってもそこを出ていってもらおうということになりますが、その後の対応は、例えば、その後どうなるのかなという心配もあるわけですね。その人たちが住むところがないということになれば、また何かの問題が起きる——昔はよく暴力団の人はかたぎの人には何もしんしゃれんばいというようなことを聞きよったこともあります。最近は本当に何もいない人たちがいろんな面で巻き込まれるというようなことがあるわけですが、そのことによって、さらに問題が発覚してくるおそれがあると思えますが、そこまでの何か対応策というのは考えられているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

もし、暴力団員だった方が出ていかれた場合の転居先ということの質問だと思いますが、そこまでは考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もちろんそこまでは対応できないかもわかりませんが、そうなった場合は、例えば民間の住宅なんかでも貸していただければいい、それもまたわかりませんが、その辺でまたそのことが原因で何かなければいいがなという、そういう心配をするのは私だけでしょうか。これからの対応の仕方が、例えば、もう鹿島市から出ていってくださいと、そういうことは言

えないんでしょうが、どういうふうになっていくのかなど、その後のことを私は非常に心配しますね。暴力団の人たち云々じゃなくて、いろんな周辺との関連であります。そういうのは、例えば警察の人たちなんかも今回の条例の問題でお話し合いもなさっていると思いますが、そういうのをどう対応したらいいのかとか、そういう話は全く出ませんか。

○議長（橋爪 敏君）

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

御質問のような話はちょっと聞いておりませんが、警察に照会する情報といたしましては、私たちがただ確認をするための情報ですので、これを外部に漏らしたりとか、そういったほかの住宅の方に漏らすようなことは決してありません。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

条例を可決していただいたら鹿島警察署のほうと協定書を結ぶようにしております。

暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定書、案として我々は今ここに持っておりますが、その第4条に、乙は——乙とは鹿島警察署のことです。——甲から——甲は市——市から取得した個人情報を適正に管理するとともに、当該情報を暴力団員に対する市営住宅に使用制限措置の目的以外に使用しない。これは今部長が言いました。今度は、警察は市が行う暴力団員に対する市営住宅の使用制限措置に際し、市から要請があった場合は事前相談に対する応対、警察官の出動等必要な支援を行うものとする。それから、警察署は市が提起する暴力団員に対する市営住宅の明け渡し請求訴訟、その他暴力団員の市営住宅への入居に関し、市が当事者となって行う訴訟において、暴力団員であることの立証に関し、市に必要な援助を行う。甲及び乙は、この協定書にも定めるもののほか、積極的に情報交換を行うとともに相互に協力し、連携を図るものとする。つまり、事後に起こるいろんなケースが想定されると思います。そういう場合にも、ケース・バイ・ケースで市と鹿島警察署とお互いに連携をとりながら対処をしていくと、こういうことを協定書に盛り込もうと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これまでもいろいろと長い間暴力団の関係でありましたが、特にやっぱり今のような経済状況、それから仕事がないとかいろんな問題が大きくなって行って抜け道がないというような中で、ますますこういう人たちというのが広がっていく問題もできてくるというような今の社会情勢の中での大きな問題点もあると思います。根本的な解決も含めながら、今回の条

例を生かして、安全で安心できる鹿島市づくりを私たちは取り組んでいかななくてははいけない
と思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8、議案第45号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第45号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明をいたします。

議案書は35ページ、また、議案説明資料は34ページから42ページでございます。

それでは、お手元の別冊補正予算書をごらんください。

1 ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に642,391千円を追加し、補正後の総額を11,916,324千円としたものです。

2 ページをお開きください。

2 ページから6 ページまでは、今回の補正の集計表でございます。

7 ページ目をお開きください。

7 ページより説明資料になっております。7 ページと8 ページは事項別明細書の集計表で

ございます。

9ページをお開きください。

このページから補正内容を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

地方交付税は、予算に174,100千円を追加し、補正後の総額を4,098,100千円といたすものでございます。普通交付税が確定をいたしましたので、その増額でございます。

補正後の4,098,100千円の内訳は、普通交付税3,498,100千円、特別交付税が6億円でございます。普通交付税は、前年度と比較いたしまして130,000千円、約4%の増となっております。本年度は、財政力の比較的弱い市町村へ一定の配慮をした見直しが行われましたので増額となっております。まだ特別交付税が年度末にならないとはっきりいたしませんので、全体の見込みでございますが、臨時財政対策債が約20,000千円の減額になっておりますので、実質的には1億円程度の増になろうかと決算では見込んでおります。率にいたしますと、前年度より2%半ばの伸びということを見込んでおります。地方交付税のピークは平成11年度の普通交付税44億円、特別交付税の10億円、総額の54億円でございますので、決算見込みを加味いたしましても、やはりピーク時よりは16億円程度の交付税の削減になろうかというふうに見込んでおります。

10ページをお開きください。

10ページは分担金及び負担金、11ページは国庫支出金、12ページから14ページ目は県支出金の補正でございます。

15ページは寄附金でございます。

これらの補正につきましては、事業費の増減に伴う補正でございますので、補正の内容は説明欄をごらんください。歳出の折に説明をいたします。

16ページをお開きください。

16ページは基金繰入金でございます。総額で217,281千円の増額をいたしております。

説明欄をごらんください。

ふるさと人材育成支援基金より2,000千円、減債基金より340,000千円、そして、ここはちよっと表記が抜けております。スポーツ振興基金より281千円、表記が抜けておりますので、失礼をしました。

以上が増額でございます。

公共施設建設基金につきましては、現在40,000千円を予算化しておりますが、そのうち20,000千円を減額したいと思います。財政調整基金につきましては、現在205,000千円を予算化しておりますが、そのうち105,000千円を歳入の減額で調整をしたいというふうに思っております。

17ページは繰越金でございます。

18年度の決算繰越金として補正をいたし、総額196,583千円を19年度から20年度へ繰り越すことにいたしております。

18ページをお開きください。

諸収入の雑入でございます。内容は説明欄をごらんください。

19ページより歳出の説明をいたします。

歳出の説明につきましては、別冊議案説明資料の34ページ以降にまとめておりますので、そちらのほうで事業別に説明をいたします。

別冊議案説明資料の34ページをお開きください。

34ページから36ページまでは、歳入歳出のそれぞれの集計表を掲げておりますので、参考までにごらんください。

37ページより、今回の補正の主な事業につきまして、その概要を説明いたします。

主なものを説明いたしますので、まずNo.3、情報システム管理費、ブロードバンド利用環境整備事業として2,000千円を増額いたします。この事業につきましては、6月補正で64,000千円の補正をお願いしておりますが、ケーブルテレビの延伸を行うに当たり、NTTや九州電力の電柱を利用いたしますので、その費用として2,000千円を計上いたします。

No.4、財産管理費は、財政調整基金を1億円増額して積み立てます。19年度決算剰余金うち、2分の1以上を積み立てるものでございます。

No.5、公営企業費、上水道事業水源開発出資事業の補正額10,470千円でございます。これは、先ほど水道事業の決算でもございましたように、水道事業で繰り上げ償還を行っております。そのうち20年度分につきまして、一般会計が負担をします分につきまして増額をいたすものでございます。

No.6、賦課徴収費、市税賦課徴収事業、補正額3,260千円、いわゆるエルタックスの導入経費でございます。

No.7、社会福祉総務費、一般社会福祉事業、補正額18,182千円、平成19年度の事業費の確定により国県の返還金が発生いたしましたので、その補正をいたすものでございます。

38ページをお開きください。

No.12、園芸振興費、新規でございます。銘柄茶生産対策事業、補正額30千円、平成21年度に嬉野市において九州お茶祭りが開催をされます。それに向けての事業補助でございます。

No.13、園芸振興費、これも新規でございます。省資源型施設園芸確立緊急対策事業、補正額34,773千円、いわゆる原油高騰に伴う省資源型施設園芸装置の補助事業でございます。事業費総額は80,264千円を見込んでおります。

No.14、農地整備費、圃場整備事業償還助成事業として、補正額221,020千円、圃場整備償還助成を一括償還し、実質公債費比率などの改善を目指すものでございます。

39ページのNo.15、農地整備費、排水対策特別事業償還助成事業、補正額115,720千円、排

水対策事業の償還助成の一括償還でございます。先ほどのように、実質公債費比率等を改善するために一括償還を行うものでございます。

No.16からNo.18までは、農地整備費の県営事業負担金でございます。県営広域営農団地農道整備事業に補正額77,998千円、中山間地域総合整備事業に32,512千円、県営地域水田農業緊急整備事業に9,795千円の県工事負担金を計上いたします。事業の内訳及び負担割合等は、説明欄をごらんください。

No.19、環境保全費、先ほど条例案の提案がございましたように、鹿島市環境基本計画の策定経費として963千円を計上いたすものでございます。

No.20、廃棄物処理費、ごみ減量化事業として、補正額482千円、事業所ごみ減量パンフレット等を作成いたします。

No.21、県営事業負担金、道路改築事業、補正額1,199千円でございます。

40ページをお開きください。

No.22、水資源対策費、中木庭ダム周辺整備事業に補正額1,258千円でございます。

No.23、文化財保護対策費、伝統的建造物群保存地区対策事業として、補正額1,500千円、カヤぶき民家の防災事業としてスプリンクラーを設置し、実験を委託するものでございます。

No.24、小学校管理費、小学校施設整備事業は補正額1,000千円でございます。

No.25、小学校管理費、小学校内LAN整備事業7,550千円。パソコンネットワークを利用した授業ができるように教室にLANの整備を行うものでございます。

No.26、小学校管理費、鹿島小学校新增改築事業は、実施設計の入札減による予算の減額12,930千円でございます。

No.27、小学校管理費、能古見小学校大規模改造事業につきましても、財源の組み替え、公共施設建設基金を20,000千円減額し、一般財源へ振りかえるものでございます。

No.28、小学校教育振興費、ふるさと人材育成支援基金活用事業として、小学校として1,400千円、ふるさと人材育成基金を活用し、明日の鹿島を担う小中学生の人材育成を行う。市内小中学校へ交付金を交付し、自主的な人材育成事業を支援する。この財源でありますふるさと人材育成支援基金は、昨年度、東亜工機株式会社様より30,000千円の寄与を受け基金を設置したものでございます。

41ページです。

No.29、中学校管理費、中学校校内LAN整備事業、これは補正額4,300千円、小学校と一緒の内容でございます。

No.30、中学校教育振興費、生徒奨励対策事業、補正額1,574千円、中体連九州大会、全国大会への出場補助でございます。

No.31、中学校振興費、ふるさと人材育成支援基金活用事業、補正額600千円、小学校と同一の内容でございます。

No.32、公民館費、中央公民館一般経常事業、補正額490千円、これは一般質問でもございましたが、地区公民館のパソコンが老朽化をしておりますので、パソコンを更新するものでございます。

No.33、文化財保護対策費、このたび人間国宝に鈴木滋人氏が認定をなされましたので、その祝賀記念事業として総額1,500千円を計上いたすものでございます。

あと予備費で、減額221千円で全体を調整いたしております。

42ページをお開きください。

42ページ目は、県営事業の負担金の一覧表でございます。全部で5つの事業がございます。事業総額は1,755,510千円、負担割合の欄がそこがございます。鹿島市の負担額は、その中で122,243千円ということになっております。

補正予算書の39ページが給与費明細書になっておりますので、参考までにごらんください。

以上で議案第45号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

今回の補正予算について私は一般質問の中でも言いましたけれども、いわゆる原油高騰その他についてのさまざまな条件があって、市民の中には、事業を行うにしても、あるいは生活を行うにしても非常に不景気感が漂っていると、そのための補正予算という形で取り組むべきではないかなということを私は申しておりますが、今回、補正予算に当たって、例えば農業関係に80,000千円ぐらいの県の事業に伴った負担をしてあるということで、そういうところどころには、そういう大きなものでのことが予算化をされておるのは承知しております。ただ、この補正をするについての意気込みといいますか、どういう手当てをするんだと、どこの手当てをするんだ、あるいは既存のそれぞれの制度を使ってそれを十分に活用していただくようなことを考えているとか、新しく新規に行うものがあるとか、そういう補正予算に対する意気込みというものを、市長、もしあったらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

この件については、私のほうからお答えをいたしたいと思っておりますが、特に私がお答えするというのは、原油高騰で一番影響があっている1次産業の対策をどうするかということで、先ほど議員もおっしゃられましたように、ハウス園芸、特に燃料費をたくさん使う園芸農家に対する助成をということで、今回、補正予算ということでお願いをしているところでござ

います。

これにつきましては、一応、これは私どもが私どもの流れで決めるんじゃなく、生産者の方に直接お話を聞きながら、説明会をやりながら、そして希望を聞きながらやってきたところでございます。そういうふうな予算組みをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

当面といたしますか、今回こういう形で、総事業費で80,000千円の計上をいたしておりますが、これは市単独でというわけにはなかなかまいりません。したがって、国とか、県とか、そういうところの政策と見合わせながら、絶対必要だと思うものについては12月議会でもまた補正をしたいと思っておりますし、全体的に言えばそういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

鹿島市独自の財政的な事情もあるでしょうから、独自の支援策と、あるいはそういうのができないだろうということは私も承知をしておりますが、やはり補正というものに対するさまざまな経済事情、それぞれを考えて市民生活を十分に確保するためには、やはりそういう意気込みというのがまず伝わってこなければなかなか市民も安心できないものであります。そういう意味では、今後の補正予算の取り組みについては、そういう形でひとつ十分お聞かせをいただきたい、市民の皆さんに気持ちをお伝え願いたいというふうに御希望を申し上げます。

具体的にお聞きをしてみますが、補正予算の28ページの商工業振興費の中の委託料100千円であります。特産品宣伝販売業務委託料ということですが、このことについて、私は多分NPOのほうに業務委託をされるのではないかなというふうに思っております。一般質問でも申しましたように、今後の地域社会を構成するには、市民協働という考え方が必要になると。そのためには、NPOを初め、地縁団体を含めて、役所のほうで十分な把握をして、そしてそれを支援する、あるいはお互いに協調して物事を進めていくと、そういう立場が大事だというふうに一般質問の中では申しました。今回、恐らくそういう形でNPOへの業務委託ではないかなというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。NPOの性格といたしますか、目的といたしますか、そういうものを含めて御説明をいただきたい。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

先ほどの御質問ですけれども、委員協議会でも御説明しましたように、NPO法人のフロンティアに委託をして、市内の特産品の掘り起こしと販売拡大、それから市民の雇用の場の創出、そういったものをお願いしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ですから、今度の委託は市民協働という新しいパターンだと思うんですね。従来の委託というのとはちょっと違う、NPOという形でちょっと違う。NPOフロンティアの目的、代表者、まずNPOの今の実態はどのようなものなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

今、フロンティアの活動は、実は一部市内の特産品を顧客名簿によってダイレクトメールを送り、そして注文をいただいて特産品をゆうパックを使って送付するという、そういった事業をされておられます。この理事長さんは中溝さんという方でございます。それでよろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

新しい委託の仕方だと思いますし、私も市民協働という立場から見れば、そういうお互いに協力関係を持っていく、連携をつくっていくということは、将来これからも大事だろうというふうに理解をいたします。ただ、今まで特産品の販売とか販路の拡大というものについては、例えば、地場産業振興協議会なり、鹿島商工会議所青年部なり、私も介助をしていたときには鹿島市の不動産まで御紹介したような、そういうパンフレットもつくって、それこそ鹿島市のOBの皆さんなりお得意様に御紹介申し上げて注文をとるという作業もしております。

今回、地場産業振興協議会との問題とか、あるいは商工会議所青年部の問題、これとどのような形で御連絡をお互いに協調し合ってやっていかれるのか、お話し合いができていますかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

今回初めてのテストケースといたしますか、そういう形でやるものですから、地場産業振興協会とか商工会青年部との話し合いまではまだ至っておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

これからはいろんなチャンネルを使って、それぞれ得意分野、不得意の分野を含めてあるかと思えますし、そういう形での連携をとっていくというのは私も理解しております。ただ、従来も同じような手法があったと思えますし、やはり過去を振り返って見ることも大事だと思うんですよ。将来に向けてのいかに市民協働の雰囲気を持っていくかということは大事であろうというふうに思っております。

また、一般質問の中で、NPOは把握しているけれども、地縁団体については把握していないというようなこともあったようですが、市民協働という立場から今回みたいなモデルケースをつくる場合には、市のホームページで地縁団体なりNPO法人なりそういう市民協働の団体というのは登録をするなりして、市民がすぐ見ることができると、一つ一つ聞かないでもいいように、あるいはそういう団体というのはホームページを持っているところもあるでしょうから、ある程度自分のところのPRもされるでしょうから、それぐらいの準備を今後すべきじゃないかなというふうに思っております。

もう1つは、特産品をするということですが、これはどのような形でしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

田中商工観光課長。

○商工観光課長（田中敏男君）

特産品の掘り起こしといたしますか、まず特産品まつり等とか物産展等を利用して、いろんな市内の掘り起こし、それから、実際は出したかっても出されないとか、そういった特産品の掘り起こしを図りながら、まず特産品の掘り起こしをして広く皆様方に紹介をし、それを販売経路に乗せていくという形で考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

実は先日、議会の運営委員会の中で湯河原町に行ってまいりました。これは議会の基本条例の勉強であります。その際に宿泊したホテルのロビーに、佐賀錦ということで販売をされておりました。事情を聞いてみますと、そこの旅館のお譲様が、実は東京のほうで佐賀錦の

教室があると、そちらのほうでつくった自分の手づくりの佐賀錦を販売しておられる。何で湯河原町に佐賀錦があるのかなということでお聞きをしましたら、そういうことでした。私は、「いや、佐賀錦じゃなか、これは鹿島錦というよ」というお話もしてまいりましたが、ちょうど今、祐徳博物館で鹿島錦の展示会があっておりましたので、館長の宮司さん、あるいは松尾主事さんにお聞きをしてパンフレット等をいただいて早速お送りをしたところです。教室の皆さんが鹿島錦ツアーなるものでもつくって鹿島市に来てもらえれば、若い女性が来てもらえればいいなというようなことも思いましたので、そのようなことを今回いたしておりますが、やはり掘り起こしと先ほどおっしゃいましたけれども、そういう市内のいろんなグループとの連携も大事じゃなからうかなという気がしております。

そして、話が先に進むんですが、特産品を開発する場合に、今後、例えば、現在国においては農商工等連携促進法というものが成立をしております。商工と農業の生産部門が一つになって、そして連携して地元の特産品を扱うと、あるいは開発をしていくというようなことが今あってありますし、恐らくパブリックコメントが今あっているんじゃないかと思いますが、そういう特産品の開発という問題について、国のほうも法を成立することによって、今までの縦型の施策じゃなくて、やっぱり横との連絡をとり合った、そういうことを今やっております。これは多分今回の20年度の予算の中でも成立しておりますので予算化されていくものと思いますが、このような方向も国も考えておられるし、そして、地方が国に対して提案をしていくと、国のつくった金太郎あめみたいな政策に鹿島市が乗るんじゃないかと思いますが、このことについて、もし特産品の開発といいますか、今回特産品を集められるということでございますし、あるいは特産品を紹介するということでのわずかな100千円の支援策であります。その後ろに控えるものは恐らくそういうことであろうと思いますので、どのように考えていらっしゃるかお聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

今回の補正の100千円の問題でございますけれども、もともとの発端がコミュニティービジネスといって、まさにおっしゃる市民協働で地元の素材を使って何か利益を生み出すような仕掛けを生み出してしていこうというのがもともとの発端でございます。ですから、今回、担当課長のほうからはテストケースと申し上げましたけれども、まず今回フロンティアさんにそういう形をお願いをしてみて、特にここは雇用面を非常に意識されているところでございますので、そういった展開まで期待をしているところでございます。

やっぱり市民協働というのがそういうことだと思います。ですから、今、観光の基本戦略

もまとめておりますし、その中では当然、物産の振興、観光ルート、そういう形がもろもろで出てきましょうし、そういうことをいかに生かしていくかというふうな形になろうかと思えます。

それで御提案がありました農商工等連携促進法、私もちょっと初めて耳にしましたけれども、実はこれと同じようなことが、今回の国の農林水産省から認められました、ふるさと発掘力支援事業というのがございますけれども、これと同様に、これも物産でもありましょうし、観光ルートでもあります。そういうふうにして、まさに市民協働で地元で利益を生むと、そういう仕掛けをなささいという補助事業でございますので、当然そういう視点で、今回やっぱり今までのルート、考え方がありましたけれども、少しここに来て見直してみても新たな発想でもっていってみようというふうなところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

実は、農商工等連携促進法というのが、きょうお昼に全国市議会の旬報とありますが、そちらのほうに載っております、いい機会だなということで一応御紹介をいたしました。

このように国の考え方も変わっておりますし、やはり今までの紋切り型の金太郎あめ型の政策を、例えば市がチョイスして、それをお願いするというのではなくて、やはり市の、地方の活力を生かすためのそういうことになってきているのではないかなというふうに思っております。だから今後の、例えば12月の補正についても、そういう方向で研究をしていただいて、市長みずから国との連携をとらんとどうしてもなかなか独自の色は出せないということでございますが、やはりソフト面ではそういう気持ちで今後の補正予算の作成に頑張りたい、そういうふうな補正予算づくりを今後心得ていただきたいというふうに御希望を申し上げておきます。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

1番議員の松田でございます。市議会の定例会議案説明資料の36ページですけれども、歳出のほうで、投資的経費について御質問をいたします。

今回、補正のほうを組まれまして、一般財源から420,000千円という形で計上されておりますけれども、昨年から質問しておりましたが、市長が歳出の中で投資的経費の約10億円をめどに将来的にやっていきたいと。その中で、一般財源の4億円を何とか確保したいという形でおっしゃってまいりました。18年度290,000千円、19年度376,000千円ですね、今回4億円を超えておりますけれども、この投資的経費約11億円を組まれておりますが、厳しい財政状

況の中で、今後もその数字を維持していかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の場合は繰り上げ償還が入っておりますので若干事情が異なりますが、基本的には財政基盤強化計画を組む場合に、まず投資的経費は4億円と、こういう設定をしながらほかの数字をずっと当てはめていったということでやっておりますので、4億円というのはめどとして、今後、あと少なくとも2年間、来年度、再来年度、財政基盤強化計画が最終年度を迎えるまではこれぐらいは堅持したいと。そして、その後、財政基盤強化計画の目的であります、これより投資をもう少しできるようにという意味もありますので、とりあえず平成22年度まではこの水準で行ってまいりたいと、こういうふうに思っております。（発言する者あり）

繰り上げ償還は入っていないそうですので、実質補正をやった段階で一般財源ベースで420,000千円ということですね。

○議長（橋爪 敏君）

1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

最初の補正の説明の中で、財政課長のほうから地方交付税の話がありましたけども、今回は前年と比べて1億円が少し増収になるというお話でありましたが、前回、私の一般質問のときに、来年度の概算要求の中で3.5%前後減ると、約1億円の減収になるという話をされたと思いますけれども、今後の地方交付税についての見通しを、わかる範囲で結構ですのでお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

普通交付税、特別交付税、臨財債を含め、この3つが大体地方交付税の総額になりますけれども、なかなか将来を見通すことは難しいのでありますが、どうしても国全体の税収が伸び悩みますと、その分交付税にも影響してまいります。ただ、政策的な配慮ですね、本年度のように伸びる場合もございますが、財政当局としては、ここらあたりで底を打ってもらわないと非常に厳しいなということで、将来は見通せないという状況ではありますが、ここ二、三年が、三位一体計画の中身を平成22年度を交付税の減額の底と見て、大体4割程度は削減が見込めるというふうな、そういった数字もありますので、ここ二、三年で底を打つというふうには考えております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

再度質問いたしますけれども、地方交付税が最盛期で約54億円、それが今40億円程度ということでお話をいただきました。非常に厳しい財政運営、国もそうっておりますし、また各市町村もなっておると思います。今回1億円の増収というか、ふえているわけですが、来年度また減るという見通しの中で、市長が先ほど申し上げられましたけれども、この投資的経費をどういう形で移譲されていくのかを再度お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど申しましたように、一般財源ベースで投資的経費を4億円というのは、今の財政基盤強化計画の進捗状況から見たら可能だというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、原油価格の高騰に関する問題に関連してですが、今回農業関係で、これは県からの流れもあると思いますが、1点だけは補正予算で上がっておりますが、原油価格の引き続いた高騰によって、農林漁業はもちろんですが、市民生活すべてを含めて大きな打撃を受けてきた、また、これからも続いていくというようなことが考えられるわけですが、これに関連しては、中西議員のほうからも先ほどちょっと御質問のほうもありましたし、私自身も一般質問でも取り上げてきました。特にあれはA重油というんですかね、そういうのを多く使う漁民の方とか、それから果樹関係ですか、そういう施設園芸などをされている人、本当に全国的に非常に深刻だということも聞いておりますが、このことは全国の状況と同じように、鹿島市においても全く同じような状況があることは事実です。さらには、それに関連しまして、各家庭のいろんな燃料に関連する物価値上げの問題で非常に今家計が厳しい状況にある。このことはもう細かくは申しません、一般質問で申し上げましたので。

そこで、先ほど市長は、中西議員の質問に対しては市単独はなかなかそういうふうにはまいりませんとおっしゃいましたが、まいらせんと市民の生活がまいるわけですよ。特に私はそういうので財源的に、例えば今回、財政管理費の中で財政調整基金積立金が1億円増額になるということで上げられているわけですが、これは19年度の決算で190,000千円、約2億円の黒字が出たということで、その中からの1億円の積み立てという形をとられているわけですが、いろんな決まりその他のあれはあるかもわかりませんが、事今ここまで市民の暮らし、また鹿島市の中心産業が落ち込んでいくという中で、私はこういうときこそこのような

お金を利用しながら市民の生活を少しでも引き上げていくということを早急にやらないと、それこそ大変な事態になるんじゃないかと思います。もちろん、1億円全部使わなかったってそれはできるわけですから、その辺については、先ほどの市長の単独ではまいりませんとかいうようなことをおっしゃいましたが、そういうことじゃなくて、私はもう一度このところを考えないと、これから特に冬場に入っていきますから市民生活も大変です。国の情勢を見ますと、今回、例えば国会が召集をされたにしても、補正予算などの審議がされるという保証は全くありません。そういうことになりますと、国や県の流れを待っていたのでは暮らしができなくなる、仕事ができなくなる、そういう状況が考えられるわけですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回の80,000千円の農業者に対する補助、原油高騰に対する補助、これは財源内訳を見てもらいますと、80,000千円のうち市の負担は10分の1となっております。ですから、結局、市の負担する側から言いますと10倍の効果があるようなものを今回やっているわけです。したがって、国、県と歩調を合わせることによって、こういう市の負担の10倍の効果があるような、そういう費用対効果の面でも選択をしたいというふうに思っております、今後、そのあたりもいろいろ議論をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回上がっている分が10倍の効果がある、そのことはそれとして評価しますが、今それだけではどうにもできないんですね。私は今、本当にそれぞれの部門で自由に使える、限定されないで自由に使いながら、そして、それぞれの産業なり生活を上げていくというような、そういうのに市が独自でお金を使ってでもやるべきだということを言っているんですよ。国のこれからの動きというのは見えないでしょう。いつ、これから先の補正なんか議論されるかわからない、本当に不安ですね。国、県と足並みをそろえてといたって、国、県がその立場に立って論議され補正がつかないと、例えば、流れが来たにしてもないんですよ。だから、お金が全くないというのなら仕方ないでしょう。財政積立金というのは、これはこれなりに、それなりの理屈もあるでしょうけれども、ここにあるお金をやっぱりそれなりに利用をしながら市民の人たちがいつときでも安心できるように、そういう対策をする、市独自の対応をするということが今急がれているんですよ、やらなくちゃいけないんですよ、そうしないと生活ができないんですよ。皆さんが本当に今これから先どうしようかと、農業だって漁業だってまだまだ廃業に追いやられる人だって出てくると思いますし、市民生

活を廃業に追いやることはできないんですよ。市民生活を廃業に追いやるということは、みずから命を絶つしかないんです。しかし、ぎりぎりの状況という人が今鹿島市民の中にはいっぱいいるんですよ。だから、そういうところにこのお金を生かして使ってもらいたいということで、1つのことは確かにそれとして評価できますが、私はそういうことで何とか考えていただけないかということをお願いしているんですが、どうですか、今後、例えば、まともに国会が召集されて補正の審議ができるなら、それも当てにはなりません、全くないよりも何らかの補正の審議がされることは考えられますよね。特にこういう問題についても、国、県を通じて流れてくるという状況も考えられますが、今の国会の動き、国の動きというのは、もう既に新聞が10月26日は選挙も投票というようなことまで言い出してきている。現に自民党なんかも、そういう体制の中で、今の総裁選挙をしながら動いているわけでしょう。そういう中で、即待っておって手を差し伸べたって何も落ちてくる要素というのはないわけですからね。この総選挙が終わって新たに内閣がつくられて、さあ、それから国会が召集されて補正予算の審議がありますよといったって、そのときはもう暮らしはめっちゃめっちゃですよ。そういう状況が見られますから余計、せっかくあるお金ですから生かしましょうや、どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この前、松尾議員は変に受けとめられて大分お怒りになりましたけど、ああいう松尾議員がお怒りになるような意味では言っていないんです。というのが、今の議論のように、すべてあまねく市のほうで助成をしていくということになれば、結局とどのつまるどころガソリン税を値下げするしかないんじゃないかという議論まで我々はやっているんですよということをお願いだけで、そして今、一番重点的に目の前でという意味で今度、農業者に対するあれをやっております。現行の中でもいろんな制度がありますので、市単独でと言われるから市単独でするよりも、そういう制度を生かして国県との支援とあわせてやったほうが効果があると、こういうことでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに今いろんな制度がありますが、それにはそれなりの足かせもあるわけですよ、条件がつけられるとかいろいろあるわけです。そういうことが、そういうのに当てはまらない人たちの中にも、今本当に大変な状況があるわけですから、そこんところを国や県というのはそういう形でしか持ってきませんよ。それ以外を救えるのは地方の自治体の力しかないでしょう。本当は国、県がそれをやってくれなくちゃいけないわけですが、やらないわけです。

から。直接生活を守っているその自治体がやらないとどこがやりますか。私はそういうことで、今市長にはその気は全くありそうにはありませんが、皆さん方の、特に市長を支えている皆さん方の意見でこれはせんばいかんばいと、皆さんが部課長会もやられるでしょうか、ぜひそういう形で市長を盛り上げていただいて、市民の暮らしを守るという立場に立って、皆さんで取り組んでいただくことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9. 議案第46号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第46号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書は36ページでございますけれども、説明は予算書をお願いいたします。

予算書の1ページ、今回は「歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。」といたしまして、予算の総額の変更はございません。今回は、予算内の組み替えになっております。

予算説明書4ページをお願いいたします。

4ページのほうに歳出の費目を掲げておりますけれども、建設事業費の中で委託料と工事請負費がございまして、このうち、工事請負費のほうから9,300千円を委託料のほう

に組み替えをいたすものでございます。この委託料は、補助対象外の管網整備の委託費でございまして、予定箇所は、西牟田の黒川から高津原の上のほうに上がっていく汚水の枝線の測量設計の業務です。ほかに2路線ございますけれども、補助事業をやっておりまして、その補助事業と一緒に枝線をやれる部分の単独の測量設計をいたしておこうということで今回組み替えをいたしております。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

自席からお願いします。

委託料のほうに工事請負費から9,300千円組み替えということになりますけど、工事請負費から9,300千円出る、その要素は何ですか。多分落札減かなんかという思いがしますが、その説明をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

まだ今中途でございますので、予算の執行残とかそういう計算はやっておりません。ただ、補助事業の事業費の中で工事をやっていきますと、途中で枝線が出てまいります。一緒にしたほうが費用が安く上がるという状況がございますので、3カ所の枝線の単独の測量設計をいたしたいというふうに考えているところでございます。

今の9,300千円が減額になったから、9,300千円をここから持ってくるということでは今のところ考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

工事請負費が余ったからこっちに持ってくるということではなくて、同時施工のほうが有利だから、あえてこちらから持ってくるということでしょう。了解しました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

先ほどの課長の説明の中で、単独でしなきゃいかんというところがあるというようなことでございましたけれども、有明海の再生のための特措法というのがあったと思いますね。そのときに、特別に従来の下水道の工事の枠以外に有明海の沿岸の市町村に対して工事を改め

て予算をつけたということがあろうかと思いますが、それは今でもあるんですかね、ないんですかね。これは多分単独でできたと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問は有明海再生法の中の費用の中で単独費用に補助ができるんじゃないかという御質問だと思いますけれども、この有明海再生法があることによって、この公共下水道事業、あるいは浄化槽の適用が受けられるということになっておると思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

鹿島市の下水道事業というものは、陸に住んでいる人間だけじゃなくて、やはり有明海の恩恵を受けている地域としても非常にいろいろあるわけですね。だから、両方で考えにやいかんというふうに思います。有明海再生法の中で、いわゆる別枠で来たときがあると思うんですよ。だからその別枠で今来ているんですか、来ていないんですかということなんです。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

有明海再生法の中で、別枠で補助の上乗せとかそういう形ではなくて、その有明海再生法の手続の中で、こういう公共下水道でございますとか、浄化槽の補助事業ができるということじゃないかと思いますが、以上がお答えです。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私の記憶の間違いかもしれないけれども、いわゆる今までの下水道の工事以外に、あるいは小さい管が何千万円かついたというようなことがあったんじゃないかなというふうに記憶がございましたので、そのことが現在もあるのかないのか、それをお聞きしたかったんです。多分考え方が違うからいいと思います。また後で勉強させてください。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10. 議案第47号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第47号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正では、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,145千円を追加いたして、補正後の予算の総額を4,427,910千円といたしております。

それから、款項の区分ごと、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

説明書で補正の内容について御説明を申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、3款1項1目の療養給付費等負担金でございますけれども、今回3,099千円を増額補正いたしております。補正後の額が831,473千円でございます。これは過年度分の増額でございます。

7ページをお開き願いたいと思います。

同じく3款2項1目の財政調整交付金ですけれども、8,720千円を増額補正いたしております。補正後の額が774,217千円ということで、普通調整交付金の増額ということで措置をしております。

それから、8ページ目でございますけれども、4款1項1目の療養給付費交付金4,878千円の減額でございます。これは過年度分の予定をしておりましたけれども、増額になる分と減額になる分ですね、療養給付費等の国保負担金の償還金相当額がありますけれども、その関係で、ちょっと今回減額をいたしております。後で説明をいたします。

それから、9ページ目ですけれども、6款2項1目、財政調整交付金204千円、これは県の第2種財政調整交付金の増額でございます。

それから次に、歳出でございます。

8款1項1目、特定健診等事業費、141千円を増額いたしております。今回は委託料を減額いたしまして、その分、備品購入費、それから負担金補助及び交付金ですね、これを増額させていただいております。

それから、11ページですけれども、11款1項3目の償還金、7,004千円を増額いたして、補正後の額を11,883千円といたしております。このうちの増額補正の額の内訳でございますけれども、過年度療養給付費国庫負担金償還金、これを589,747円、それから、同じく過年度分退職者等療養給付費償還金、これを6,414,224円増額して7,004千円という数字になっております。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問を申し上げます。

先日、保険健康課長のほうは、古枝地区の敬老会のほうに市長代理として見えました。その際に、健康の問題について私もちよっとお話をしましたが、特定健診のことですね、そのことでお話をしましたが、現在、今度新しい制度ということで私もまだ受けておりませんので、改めて課長から御案内をいただきました。そのことについて、改めて市民の皆さんへのPRといたしますか、私が言っていないのが悪いんでしょうけれども、今の特定健診に対する現状と、そして、これからのあとわずかな、今月いっぱいですかね、それぐらいの日にちも差し迫っておりますので、その点についての課長の御見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

一般質問の折にも御説明申し上げましたけれども、現在、特定健診の受診率ですけれども8月末で18%になっております。それで、ことし目標としているのが30%ということでございます。このままいけば目標に達しないということで、再度せんだって通知を差し上げたところでございます。そのほかにも、市報とか特別なチラシを国保連のほうで作りまして、そういうものを含めて広報に努めているところです。ことしが初年度ですので、来年以降のことにつきましては、ことしの実績あたりを分析しながら対処をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ケーブルテレビを見ている市民の皆さんも、やはりこのことについては私の反省も含めてでございますが、今回特定健診の制度を有効に利用していただいて、その後の健康、あるいは病院の相談とかいろいろあるようでございますので、受診率が今課長は18%というふうにおっしゃいましたので、今までもいろんな診察の受診率が20%ぐらいというようなことでお聞きしておりますので、その点、私も含めて、受診率の向上に協力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11. 議案第48号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第48号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明を求めます。

今回の補正では、予算の総額に歳入歳出それぞれ749千円を追加して、補正後の予算総額を573,367千円といたしております。

それから、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

補正の内容について御説明を申し上げます。

6ページで、歳入の4款1項1目、一般会計繰入金、749千円を増額いたしておりますけれども、これは7ページの歳出のほうですね、1款1項1目の一般管理費、749千円を増額いたしております。この一般管理費の共同電算処理手数料の増額ですけれども、その分を事務経費として一般会計から繰り入れをするというのが歳入でございます。

歳出は先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第12、議案第49号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第49号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正では、予算の総額に617千円の追加をいたし、補正後の予算総額を379,873千円といたしております。

それから、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページに掲げておりますけれども、第1表のとおりでございます。

補正の内容につきまして、6ページのほうで説明を申し上げます。

まずは、歳入でございますけれども、これも先ほどの老人保健の特別会計と同じで、歳出のほうで事務費の補正をやっております。その分を一般会計のほうから繰り入れをしていただくというのが歳入でございます。3款1項1目の事務費繰入金617千円、それから7ページが歳出でございます、1款2項1目の徴収費617千円で、これは需用費と、それから備品購入費でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明17日は休会とし、18日に水道事業会計決算審査特別委員会現地調査、19日には水道事業会計決算審査特別委員会を開催いたします。翌20日と21日は休会、22日は総務建設環境委員会を開催し、23日から25日までの3日間は休会とし、次の会議は9月26日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時32分 散会